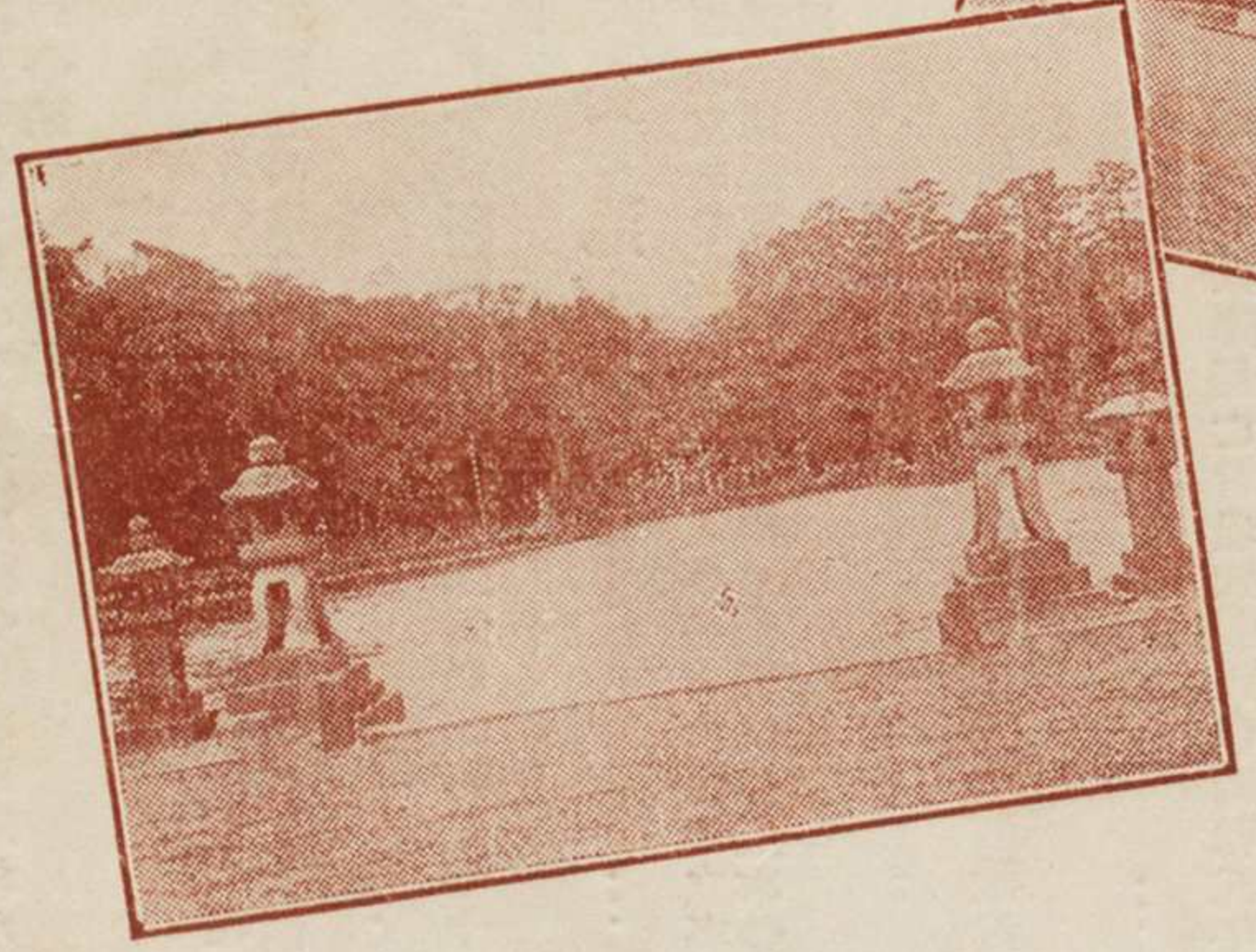
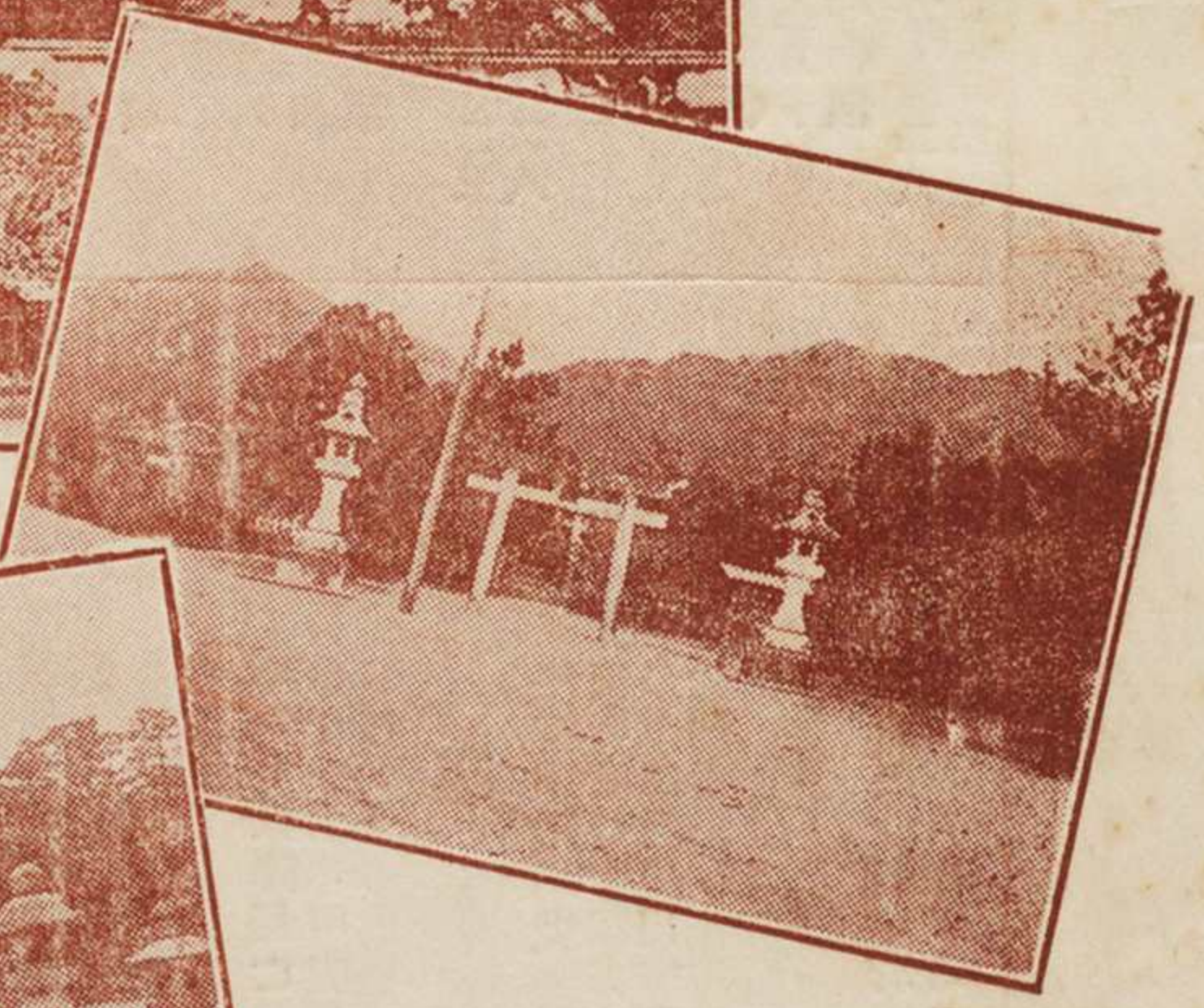
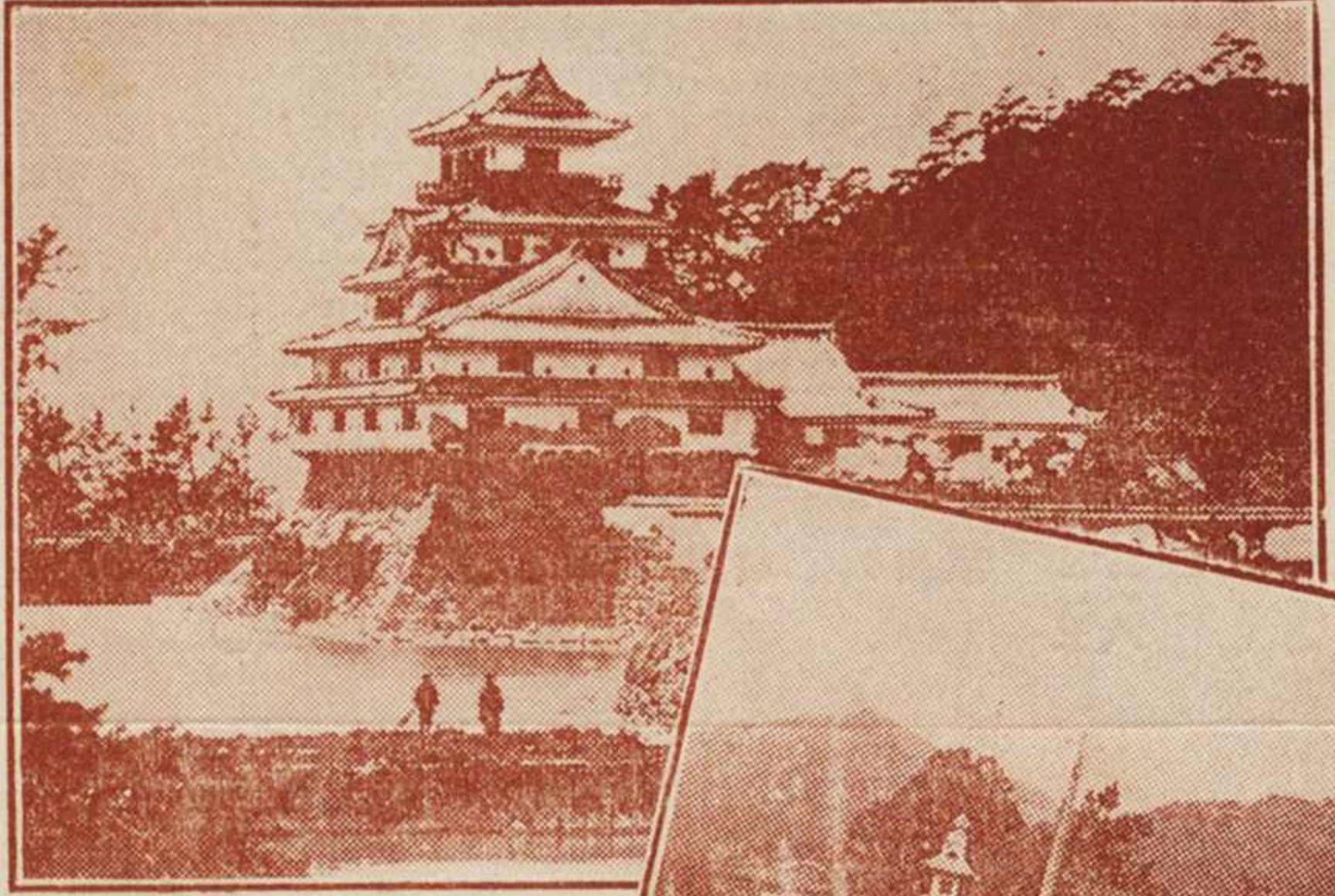


新本
月刊
圖書
館

報月萩

號四十三第



號月一年六和昭

行發町萩縣口山



昭和六年一月十三日印刷納本
昭和五年五月六日第三種郵便物認可
昭和六年一月十五日發行
行 (每月一回十五日發行)
第三十四號

目次

時事提唱	至自	一〇二二
庶政	至自	一〇二二
學	至自	一一〇
産	至自	一一三
財政經濟	至自	一二八
軍	至自	一三七
通	至自	一三七
土	至自	一三八
社	至自	一四〇
衛	至自	一四三
人	至自	一四五
雜	至自	一五五

謹賀新年

昭和六年一月一日

萩町長 林

勇 輔

外町吏員一同

時事提唱

萩町の昭和六年は勃興氣分に充ち希望に燃へてゐる歳である其の第一は山陰本線を全通せしむべく工事に著手せらるゝ日も間近く逼つて来たことである此の日本海岸線鐵道完成の曉萩町として如何なる覺悟を有たねばならぬかと謂ふが如きは今より大に研究もし準備もしなければならぬのである近く第五十九回帝國議會も開會せらるゝから萩町外十箇町村長の連名を以て前記未成線區間の工事を促進せらるゝ様貴衆兩院へ請願することゝし目下準備中である而して人も知る如く萩町は史蹟勝地に於て全國に冠絶し又工業の原料として乏しく無い而已ならず企業上に缺ぐ可からざる用水量に於ても無盡藏であり加ふるに海陸交通の便等間然する所なきに至れる以上一方に於ては内外各地より多數の遊覽客を誘致し他の一方に於ては土地に相應する生産事業の勃興をも期せねばならぬと思はれる如此稽へ及ぶときに於て今後の急務とすべきものは上水道の敷設と萩港の修築を措き他に需むべきものは無い様である

前言が果して眞なりとすれば此の財政難の今日に於て單に萩町の内面的にのみ利益ある事業に對し町費を投ずるといふことは大に考慮を要する如く思はれる幸に上水道の敷設に付ては大體の設計成り來る昭和六年度中に於て監督官廳に對し工事の施行並其の財源と爲すべき起債の許可を得同時に國縣費より補助の指令をも受けたいと思ひ準備を急いでゐる譯である本事業は萩町として相當に經費を要するものであるから之に著手する場合は當分の間他の新事業の計劃を忍ばねばならぬ一事である

要するに萩町を對内的に對外的にも發展せしめむとするには第一に開府三百年以來空前なる萩の勃興とも謂ふべき山陰本線の全通である第二としては上水道の完成第三としては萩港の修築である如く考へらるゝから百年の大計といふ心持ちを以て萩發展の爲三萬一心で進みたいことを祈つて置く昭和六年の未の歳を迎ふるに方り以上のことを申述べ讀者各位の補正を仰ぐ次第である

庶般行政

●宮廷錄事

- 行幸 天皇陛下は十二月三日午後一時四十五分御出門大宮御所へ行幸あらせられたり
- 十二月十一日付宮内省告示第三十七號を以て自今名古屋離宮は之を廢止する旨公示せらる

- 元離宮下賜 十二月十一日元名古屋離宮土地建物名古屋市に下賜せられたり
- 皇太后宮行啓 皇太后陛下は十二月十九日東京府下多摩陵へ御參拜あらせられたり
- 景行天皇千八百年式年祭 十二月二十三日景行天皇千八百年式年祭の儀を行はせられたり
- 行幸 天皇陛下は十二月二十四日午後零時三十五分御出門同零時五十五分原宿驛御發車同二時十分

- 東淺川驛御著車多摩陵へ御參拜同二時五十分陵所御發同二時五十五分東淺川驛御發車同四時五分原宿驛御著車同四時二十五分還幸あらせられたり
- 大正天皇祭 十二月二十五日大正天皇祭の儀を行はせられたり
- 行幸 天皇陛下は十二月二十六日午前十時三十五分御出門貴族院へ行幸帝國議會開院式を行はせられ同十一時二十五分還幸あらせられたり
- 節折並大祓の儀 十二月三十一日節折並に大祓の儀を行はせらる
- 歳旦祭 昭和六年一月一日歳旦祭の儀を行はせらる
- 元始祭 昭和六年一月三日元始祭の儀を行はせらる
- 政始 昭和六年一月四日政始の式を行はせらる
- 御用邸廢止 小田原御用邸及静岡御用邸は十二月十九日之を廢止せられたり

帝國憲法第七條及議院法第五條に依り昭和五年十二月二十六日を以て帝國議會の開會を命ずる旨十二月二十四日詔書を發布せらる

●山口縣町村長臨時總會

十二月六日午前十時より萩商業學校講堂に於て昭和五年度山口縣町村長臨時大會を開催磯部副會長議長席に著き左記附議案を第一部乃至第四部に分別して各部の委員會に附託したる後之を總會に附議し午後二時三十分終了せり引續き午後三時より町公會堂に於ける阿武郡町村長會主催の招待會に臨み午後四時より萩町差廻しの自動車に分乘し町内の史蹟を見學隨意解散したり

當日は全國町村長會主事福井清槌氏原田本縣地方課長の外縣下各町村長二百十餘名參會し未曾有の盛況を極めたり

●山口縣町村長臨時大會附議案

●帝國議會

第一部

- 一、米價對策に關する件 會長提出
- 一、米價調節對策に關する件 玖珂郡提出
- 一、町村の困憊打開策に關する件 熊毛郡提出
- 一、米價對策に關する件 吉敷郡提出
- 一、耕地整理資金償還に關する件 阿武郡提出
- 一、肥料政策に關する件 美禰郡提出
- 一、自作農創設維持資金償還に關する件 阿武郡提出

第二部

- 一、相續税に對する町村附加税に關する件 豐浦郡提出
- 一、農漁村救済に關する件 天津郡提出
- 一、中央及地方財政制度更改に關する件 同
- 一、都市計畫特別税并地租附加税減免に關する件 同
- 一、地租二割減要望に關する件 阿武郡提出
- 一、土地賃貸價格修正に關する件 同
- 一、納税獎勵規程改正に關する件 同
- 一、所得税に町村附加税賦課に關する件 同

- 一、家屋税免稅點並改正家屋税調査員制度廢止に關する件 都濃郡提出

第三部

- 一、經濟界の不況に處する町村經濟に關する件 玖珂郡提出
- 一、小學校教員俸給義務額減額に關する件 同
- 一、小學校教員恩給基金に關する件 佐波郡提出

- 一、縣吏員小學校教員其の他減俸に關する件 阿武郡提出

- 一、小學校教員恩給基金に關する件 同

- 一、小學校教員退職給に關する件 同

- 一、公務員減俸に關する件 同

- 一、小學校教員恩給基金に關する件 都濃郡提出

- 一、小學校教員退職給及在職死亡給與金に關する件 同

第四部

- 一、縣關係各種系統組織整理に關する件

- 一、農村社會事業施設に關する件 玖珂郡提出

- 一、公共建物建設に關する件 熊毛郡提出

- 一、電灯料引下に關する件 同

- 一、陪審員候補者選定立會人費用辨償に關する件 佐波郡提出

- 一、所得調査委員に關する件 吉敷郡提出

- 一、縣營電氣の電柱植立及電柱料に關する件 同

- 一、政務調査會の機關設置に關する件 阿武郡提出

- 一、耕地整理償還金に關する件 美禰郡提出

補海軍軍令部出仕

海軍少將

補海軍省人事局長

吳海軍工廠造船部長兼海軍技

手養成所長海軍造船少將

補海軍艦政本部第三部長

由良艦長海軍大佐

補比叡艦長

海軍艦政本部出仕兼海軍技術

會議員 海軍中佐

補金剛副長

吳鎮守府副官海軍中佐

補駒橋艦長

白鷹航海長兼分隊長海軍大尉

補間宮航海長

安宅機關長兼分隊長海軍機關大尉

補追風機關長兼分隊長

正五位勳五等

叙從四位

陸地測量手陸軍歩兵軍曹勳七等

任陸軍測量師叙高等官八等

海軍少將

阿武 清

玉澤 煥

和田 專三

田村 能介

能美 留壽

後藤 茂

倉重 義雄

中村 新

松井 武夫

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

阿武 清

●叙任及辭令

叙從五位

海軍大佐正五位勳三等

同

海軍大佐正五位勳三等功五級

任海軍少將

海軍少將

男爵 田中 龍夫

三戸 基介

御堀 傳造

阿武 清

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

三戸 基介

恩給審査會委員被仰付

正六位勳三等功五級

田村 能介

叙從五位

海軍少將

阿武 清

兵役義務者及廢兵待遇審議會委員被仰付

海軍少將

三戸 基介

待命被仰付

正四位勳二等

入江 貫一

叙從三位

(以上萩町出身者)

三村 順輔

任鐵道技師叙高等官六等

鐵道技師

三村 順輔

依願免本官

鐵道局長(門司鐵道局長)

米山 辰夫

陸叙高等官一等

(以上萩町關係者)

○十二月中發令の主要法規

●國の法規

◎十二月一日勅令第二百三十六號を以て海軍武官服

役令中改正の件公布

◎十二月四日遞信省令第四十五號を以て簡易生命保險規則中改正の件公布

◎十二月二十日文部省告示第二百四十二號を以て昭和六年各官立高等學校高等科入學者選拔試驗の科目及施行日時の件公示

◎十二月二十三日勅令第二百四十五號を以て明治四十年勅令第二百六十二號癩患者救護に要する費用の支辨追徴及負擔に關する件中改正の件公布

◎十二月二十六日遞信省令第五十號を以て昭和六年一月二十一日より七錢郵便切手發行の件公布

●縣の法規

◎十二月二十三日山口縣令第五十八號を以て工場危害豫防及衛生規則施行細則の件發令

◎十二月二十六日山口縣令第五十九號を以て昭和四年八月山口縣令第七十五號河川取締規則第六條第一項第六號は之を削除するの件發令

●萩町告示の主なるもの

一、徴兵適齡届出の件

一、新年互禮會の件

一、時報サイレン修理中時報停止の件

●山口縣彙報轉載

本年通常縣會の成績に就て

本年の通常縣會は去る十一月二十四日に開會し、本月二十三日を以て會期満了となつたのであるが、重要な議案の審議未了にして閉會の已むなきに至つたことは、頗る遺憾に思つてをるので今此の間に於ける經過の概要を、縣民各位に告げたいと思ふのであります。

本縣の昭和六年度豫算編成に當りましては、時局に鑑みて各方面にわたり緊縮節約を行ふと共に、徒らに萎縮することなく、努めて教育の刷新を期し、産業の振興を圖り、特に失業の防止、救済に意を用ひたのであります。又一面に於ての社會の實情より

見て負擔の軽減を計るの方針を採り、出來得る限りの減税を行ふと共に、更に本年度中より穀物生産検査手数料及電燈料の軽減をはかるなど、各方面に亘りて縣民の福利の増進、生活の安定に思を至したのであります。斯くして是迄の土木事業其他に於てある縣債の償還費、恩給年金等の避くることのない自然の増加、及既定の計畫である道路、其他産業開發の上に緊急なる諸事業を計畫通り行ふの必要を痛感して、之を計上致したので、制限外課税に於て貳拾五萬餘圓の増額をなすの止むなきに至つたのであります。

此の負擔の増加することについては、縣も時節柄之を避けんことに最も慎重に研究したのであるが、他に適當なる良案もなく、已むなく之が計上を致したことは、屢々議場に於て説明した所であります。然るに縣會の過半数を占むる縣會議員は、備品、消耗品其他の需要費に削減を加へ、基金及準備金の積戻を繰延べ、尙別に意見書を提出して、土木費本年度支出額、荒廢林野復舊費本年度の支出額、其他を併せて合計五萬參千餘圓の歳出を削り、以て制限外

課税の課率低減にあつるの計畫をたてたのであります。右について考ふるに土木費本年度支出額については提出豫算編成後、最近入札に附したる工事請負額と豫算額との差額によつて約八千圓を産み出すことは出来るも、特別會計繰入金の積戻しの中止は、單に負擔を財政の一層困難を來すべき將來に繰り延ぶるものであるから、甚だよくないと思はれども、縣會の意思が當面負擔の輕減を第一義とするにありとすれば、又強て反對すべきにあらざるを以て忍んで同意すべきも、備品、消耗品其の他の需要費の削減に至つては、最近度々の減額を経來つたのみならず、近時一般事務の繁劇を加ふるに甚だしきにも拘らず、之に應ずるの増額をなさずして節約に節約を加へ來つたものであるから、更に之を削減するが如きは、事務の能率を著しく妨ぐることになるのであります。此の點につき水上警備費の如きは、年々縣會自ら増額を要求せる所であるに、却つて今之に削減を加へんとするは矛盾も甚だしく、此の一事に見ても如何にこの削減の不合理なるかを證しておるので

ある、茲に於て縣は此の程度の負擔は寧ろ之を忍び緊急必須なる事業の遂行を圓滑ならしむるを以て、一層縣民の福利を増進する所以であると信じ、公式に非公式に一再ならず、原案の承認を勧告したのであります。而かも縣は縣會の意思が、今日の場合負擔輕減を第一義とし、豫算修正の外なしとすれば、縣も固より負擔の増加を好まないことは屢々述べた通であるから、此の際多大の苦痛を忍び、之が執行に最善の努力を致すは即ち理事者の義務であると信じ、原案執行の指揮を仰ぐの措置に出づることなかるべき旨を表示致したのであります。然るに議長及豫算委員長は修正の範圍を前記の範圍に止むるも、其の交換條件として之が審議は、豫て縣の計畫中である大津、安下庄兩中學校縣營移管、及山口大田線改修工事追加豫算、並に縣が目下調査中である重要町村道の縣道編入諮問案の提出後に於てすべき申出を爲したのであります。縣に於ては是等追加諸議案提出の準備はあつたのであるが、時偶々坊間に於て、縣が是等追加諸議案を以て、縣會議員の豫算承認を誘導するの意圖あるやの

流言がしきりに行はれたので、斯の如きは政治の公明を害すること甚大なるを思ひ、議案の準備あるを告ぐるに止め、提案を爲すや否やの言明は、豫算審議の後に於てすべきを答へ、現に提案濟なる議案の審議促進を勧告したのである、蓋し此の如きは縣の反對する削減修正を條件として、更に追加議案の提出を強要するものであつて、其の動機が何處にあるかを解するに苦しむのであり、豫算の審議を抑制して、議員各自の利害關係深き議案の提出を強要すると見られても、致方はないのであります。而も縣は尙縣會の反省を期待して、追加議案を提出すると否とは、現在提案中の諸議案の議了を待ちて言明すべき旨を答へて、以て局面打開の餘地を存し、どこまでも協調の實を擧げんことに力めたのであります。然るに會期満了の十二月二十三日に際しても、尙提出議案の審議に入らず、單に縣會發案の意見書數件を附議したるの外、會議を繼續せず、午後六時に至り大多數の議員は縣會議事堂を出でて市中に四散し去り、計畫的に審議を未了ならしめんとするの形勢を看得るに至つたので、縣は吏員を派して議長に議

案審議の促進を勧告致したにも拘らず、漸く漸く午後十一時四十分に至りて會議を再開し、一、二簡易なる事項の處理を了したのみで、會議僅かに二十分間で會期を満了したのである、上述の經過と形勢とに鑑みて、縣會に議案審議の意思なきこと明かであるので、何等の効果を期待するに由なき會期の延長は、之を斷念するの止むなきに至つたのであります。斯くて縣會は重要議案の大部分に對し一言の可否を表明することなくして、計畫的に審議を了へず、會期を終了するに至り、縣が計畫準備せる重要諸追加議案提出の機會なきに至らしめ、又縣會自ら強調したる負擔の輕減をも行はず、自ら要望して止まざりし諸事業の遂行をも捨て、顧みず縣政審議の重要な職責を閑却して縣民の負託に背いたことは、縣政の進展上寔に遺憾とするのであります。豫算案審議未了の結果、提出議案に對し縣會として何等可否の意思表示ないものであるから縣に於ては内務大臣の指揮を仰ぎ、適當なる措置を講じて、提出議案中に計畫せる諸事業を遂行し、縣民の福祉増進に遺憾なきを期せんとする次第であります。

◎國旗の制式及掲揚方法

(一)國旗の制式

一、國旗縦横の比率及日章の直徑比率並其の旗面に於ける位置は、祝意の場合たると弔意の場合たるとを問はず、何れも明治三年太政官布告第五十七號に定むる國旗寸法の比率に準據するを妥當とすべし

二、竿頭の球と旗との間隔は祝意の場合には之を絶對に存せず、弔意の場合には大正元年閣令第一號に準據し竿球は黒布を以て之を蔽ひ且つ旗の上部に黒布を附す

(二)國旗掲揚の方法

一、國旗一旒掲揚の場合は門内より見て右(門外より見て左)に掲揚するを望ましく己むを得ざれば左(門外より見て右)に掲揚するも可なるべし

二、國旗二旒掲揚の場合は併立、交叉隨意なるべきも、之を一定せんとする趣旨よりせば併立するを望ましく時宜に依り交叉するも可なるべし、交叉する場合は門内より見て左(旗竿の本は右)の國旗

を内側とするを可とすべし

三、特に外國に敬意を表する爲外國國旗を國旗と共に掲揚する場合には併立交叉隨意なるべきも、一定せんとする趣旨よりせば交叉するを望ましく時宜に依り併立するも可なるべし而して併立する場合は國旗を門内より見て左(門外より見て右)に掲げ、交叉する場合は國旗を門内より見て左(旗竿の本は右)に掲げ旗竿は内側とするを可とす

學 事

◎家庭教育の振興に就て

十二月二十三日文部省訓令第十八號を以て左の通家庭教育振興に關する訓令を發せられたり

國運の隆替風致の振否は固より學校教育並社會教育に負ふ所大なりと雖之が根帶をなすものは實に家庭教育たり蓋し家庭は心身育成人格涵養の苗圃にして其の風尚は直ちに子女の性行を支配す維新以來教育益々興り文運彌々隆なるを致せりと雖今日動もすれ

昭和五年十二月二十三日

文部大臣 田 中 隆 三

◎小學校職員退職

明倫尋常高等小學校訓導 下井 愛子
願に依り本職を免す
十二月二十日付

明倫尋常高等小學校訓導 大塚 泰子
願に依り本職を免す
十二月二十四日付(以上山口縣)

◎實業補習學校職員異動

萩町立椿東實業補習學校助教諭心得 一來 虎一
本職を解く
椿東尋常高等小學校訓導 居田 省吾
萩町立椿東實業補習學校助教諭に任ず
以上十二月十一日付 山 口 縣

ば放縱に流れ詭激に傾かんとする風あるは家庭教育の不振之が重要原因をなすものにして國民の深く省慮すべき所なり顧るに往時我が國民は概ね家風の顯揚を旨として庭訓を敷き家庭は實に修養の道場たるの觀を呈せり然るに學校教育の勃興と共に世上一般教育を以て學校に一任し家庭は其の責に與らざるが如き情勢を馴致せり現時に於て屢々忌むべき事相を見る洵に故なきにあらざるなり此の時に方り我が邦固有の美風を振起して家庭教育の本義を發揚し更に文化の進運に適應して家庭生活の改善を圖るは常に教化を醇厚にする所以なるのみならず又實に國運を伸張するの要訣たるを疑はず

家庭教育は固より父母共に其の責に任すべきものなりと雖も特に婦人の責任重且大なるものあり従つて斯教育の振興は先づ婦人團體の奮勵を促し之を通して一般婦人の自覺を喚起するを主眼とす之が實際的施設に關しては別に示す所あるべきも地方長官は右の趣旨を体し今後一層斯教育の振興を圖り各種教育施設と相俟ち我が國民教育を大成するに於て萬遺憾なきを期すべし

勳章並勳記傳記

左記小學校長に御下賜の勳八等瑞寶章並勳記到達に付夫々傳達を了したり

椿東尋常高等小學校長

河村 要一

(十二月十七日傳達)

明倫尋常高等小學校長

田中 眞治

(十二月十九日傳達)

萩町内各青年訓練所査閲

當町内各青年訓練所の教練狀況査閲の爲山口聯隊區中村司令官査閲官として來萩左の通施行せられたり

十二月十四日午後

明倫青年訓練所

十二月十五日午前

椿東青年訓練所

同日 日午後

椿 青年訓練所

十二月十六日午前

山田青年訓練所
木間青年訓練所

因に第五師團司令部付陸軍少將猪狩京介氏は右査閲狀況視察として來萩明倫及椿東両青年訓練所を視察せられたり

萩町内各青年訓練所終了式

當町内各青年訓練所は左記の通り第四年次生徒の終了式を舉行したり其の概況左の如し

訓練所名	終了生徒數	修了證書交付シタルモノ	出席狀況良好ニシテ町ヨリ授賞シタルモノ	第四年次生徒	第三年次生徒	通學區
明倫青年訓練所	特一 九	二	三	三	三	一
椿東同	特二 四	一	三	二	三	一
越ヶ濱同	一 四	四	一	一	一	一
椿同	一 八	七	一	一	一	一
山田同	特一 五	四	三	二	一	一
木間同	特二 五	四	一	一	一	一
計	特一六	二一	一八	八	一	一

一、終了生徒中特とあるは特別班の生徒を示したるものなり
二、終了生徒數に比し修了證書を交付したるもの少きは職業其の他の關係に依り規定の時間を出席し能はざりし者あるに因る

萩町青年訓練所教練指導員實習會設立

當町内各青年訓練所の成績向上並に各教練指導員の實力増進を目的とする教練指導員の實習會を設立する爲十二月二十一日明倫青年訓練所に於て顧問帝國在郷軍人會萩町聯合分會長市川大佐、萩中學校教官青木中佐、萩商業學校教官大橋大尉、帝國在郷軍人會萩分會長二階大尉及び町内各青年訓練所主事並指導員共會合、金子萩町助役列席の下に實習會設立に付協議會を催し左の規約の協定を遂げ昭和六年一月より實施することとせり

萩町青年訓練所教練指導員實習會規約

第一條

本會は萩町の管理せる青年訓練所の成績を向上する爲各教練指導員の實力を増進するを以て目的とす

第二條 本會の實習員と稱するは各青年訓練所教練指導員及び助手全部を謂ふ

第三條 本會に左の役員を置く

役員

役員	現職	現任職務
會長一	萩町長	會務全般を統理す
副會長一	萩町助役	會長を補佐し場合に依り會長を代理す
顧問九	各青年訓練所顧問	會務全般に對し必要なる意見を開陳す
教官二	萩中學校配屬將校	實習員の指導を爲す
幹事六	各青年訓練所主事	教練指導員と協力し全般の成績向上を劃す
庶務三	明倫青年訓練所職員一 萩町役場學務課員二	庶務に従事す

第四條 實習は毎年十一回とし毎回終日之を行ふ

第五條 實習の場所は各訓練所萩中學校、萩商業學校其の他とす

第六條 實習の爲には訓練所生徒を用ひ又は實習員を以て生徒に代用す

第七條 前三條は各訓練所及び學校の便宜進歩の狀況並に萩町附近教練指導員研究會との關係を考慮し前年末之を協定す

第八條 本規約の外各訓練所の都合に依り隨時實習員の單獨又は生徒引率の上萩中學校又は萩商業學

校の教練を見學し同時に教官より指導を受くることを得

第九條 教官は左の簿表を整理す

出席簿 實習豫定實施表

第十條 本會の爲特に經費を徴收せず

第十一條 本會の目的を達成する爲め各役員及び實習員は常に大局に着眼し緊張せる誠意を以て進んで相互の便利を圖り特に實習員は旺盛眞面目なる實習に依りて自己の技能を向上し圓滿なる全員團結の力を以て萩町に於ける總青年訓練所の實績を擧ぐることを誓ふ

附則
一、本規約は昭和六年より實施す

附則

萩町青年訓練所教練指導員實習會開催期日豫定表

月 日	開始時間	場 所	備 考
一月十七日	午前九時	萩中學校	萩町附近教練指導員第一研究會と合併施行
二月十五日	同	明倫青年訓練所	同
三月十六日	同	萩中學校	同

四月十九日 午前八時 椿東青年訓練所

五月三日 同 山田青年訓練所

七月 阿武郡三見村 萩町附近教練指導員第一研究會と合併施行

八月三十日 午前八時 越ヶ濱青年訓練所

九月十三日 同 椿東青年訓練所 別一回萩町附近教練指導員第一研究會と合併施行

十月下旬 同 萩商業學校

十二月未定 午前九時 萩商業學校

●明倫校兒童のラヂオ講

話聽講

本校にては現今ラヂオ知識の一般的に必要なに鑑み十二月五日午後一時より本校裁縫室に於て高等科全兒童に對し廣島放送局總務部長山田耕二氏のラヂオ講話を聽講せしめ之が知識を啓發する處大なるものありたり尙其の原理の理解を容易ならしむる爲當日午後八時萩町公會堂に於て催されたるラヂオ説明映畫に方り特に高等科兒童に限り觀覽を許可したり

●明倫小學校に於ける唱歌遊戯講習會

音樂教育會主催の下に十二月廿六日より三日間明倫小學校講堂に於て唱歌遊戯講習會を開催せり講師は東京女子音樂學校教授山本正夫氏中村高等女學校教諭松田新治氏及東京唱歌專修學校講師神清美氏にして時代に適合せる唱歌教授法並に体育的遊及作技法につき夫々熱心なる實際指導ありたり會員は約六十名にして盛會裡に廿八日終了せり

●熊本文部省督學官明倫小學校視察

文部省督學官熊本捨吉氏は十二月十六日學事視察の爲來校各學級の授業を參觀し後職員一同に對して教育に關する批判的講話を爲したり

●明倫實業補習學校終業式

明倫實業補習學校に於ては十二月十三日午後八時よ

り第二學期終業式を行ひ來るべき昭和六年の活躍を約し同九時解散せり

●明倫小學校十二月中來校視察者

愛知縣知多郡橫須賀小學校長成瀬涓外一名、佐波郡小野小學校長重村正人、廣島放送局總務部長山田耕二外一名、陸軍少將男爵梨羽時介、男爵穴戸乙彦、山口縣知事平井三男、下關要塞司令官藤田鴻輔、山口地方裁判所長矢崎憲明、山口高等學校校長岩田博藏、門司稅關長金光秀文、鐵道次官黒金泰義、鐵道大臣秘書官澤本與一、門鐵局長米山辰夫、代議士道源權治、山口縣内務部長小早川貞登、代議士庄晋太郎、山口鐵道建設所長田代瑞穂、代議士村岡吾一、廣島縣豊田郡久比小學校長高龜哲宗、島根縣鹿足郡小川村實業補習學校長中川繁磨、山口聯隊區司令官中村陸軍大佐、第五師團附猪狩陸軍少將石川山口縣社會主事補、文部省督學官熊本捨吉、山口縣視學有馬義一、東京唱歌專修學校講師神清美、山口中村高等女

學校教員松田新治、廣島縣學務課長郡山義夫、廣島高等師範學校教授玖村敏雄、東京女子音樂學校教授山本正夫

●明倫青年訓練所查閱狀況

明倫青年訓練所に於ては十二月十四日午後一時より同五時まで山口聯隊區司令官中村大佐の教練查閱を受く當日の出席生徒六十餘名は雨交りの寒風をも厭はず熱心教練を行ひ、其の成績頗る良好なりとの公評ありたり就中郵便局員を主體とする第一特別班及び理髪店員を以て組織せる第二特別班は他に類例を見ざる好施設として稱揚せられ萩町理髪組合長山口精一氏に對し特に第五師團より臨席せられし猪狩少將並石川本縣社會教育主事より推賞の辭を述べ激勵せらるゝ所ありたり

●明倫青年訓練所修了式

明倫青年訓練所は十二月十七日午後八時より明倫小

學校に於て第三、四年次生徒の修了式を舉行せり式後茶話會を催し改善發展に關する意見の交換を爲し十時散會せり

規定の時數訓練を受けて四年次を修了せし者

- 三浦傾助 鴨川一物
- 精勤せるを以て主事より賞を受けし者
- 三浦傾助 鴨川一物 山根多喜男 猪亦音熊
- 高杉良雄 小田政雄 森田万作 島崎實
- 町長より賞を受けし者
- 三浦傾助 鴨川一物 猪亦音熊 高杉良雄 小田政雄 山根多喜男

●明倫青年團の近況

明倫青年團は曩に令旨奉戴拾周年を機とし團則の大改正を行ひたること既載の如くなるが其の後團員の自治的發展の氣運益々向上し從來明倫小學校長を團長とし團の統制を行ひ來りしを今回改めて團員中より正副團長を選出し尙新團則に依り文藝體育辯論の三部を設置して團員相互の活躍修養の機關と爲すことを得たることは永久に忘るゝこと能はざる賜なりと

し將來に期すべき事亦尠しとせず而して當日の益金は直ちに之を處分して明倫小學校通學中の不遇兒童に對し帽子、足袋、シャツ、下駄、傘等を贈與し其の越年を賑恤することとせり

●椿東實業補習學校授業開始

椿東實業補習學校男子部の授業を十二月一日より開始せり

●椿東小學校に黄金樹寄贈

平安古町區信常寛介氏は長門線鐵道全通の記念として黄金樹三本を椿東校に寄贈さる

●椿東越ヶ濱青年訓練所查閱

十二月十五日椿東小學校に於て椿東、越ヶ濱兩青年訓練所生徒の查閱を行はる、第五師團司令部附猪狩陸軍少將、查閱官中村陸軍大佐、石川山口縣社會教

とせり選舉の結果正副團長に當選せる者並に各部役員の氏名左の如し

- 團長 伊藤 豊
- 副團長 藤山 初彌 阿武 義輔
- 部名 部長 副部長
- 文藝部 阿武 義輔 増山 時政
- 體育部 山村 次郎 横木宗四郎
- 辯論部 藤井 末松 中村 吉郎

●明倫女子青年團主催

慈善賣店狀況

明倫女子青年團は十二月七日長門線鐵道全通式舉行の當日午前十時より午後四時まで慈善賣店を明倫小學校庭に開設せり此の開設時間内を通し非常なる盛況を看たるは蓋し一般民衆が特に此の趣旨を理解し此の奉仕に對し同情せるものとして深く感謝せる所なり團員の奉仕に依る其の益金は僅少なれども慈善の爲に盡し得たる悦びと社會的修練の機會を捉へて専心一意全力的奉仕をなすと謂ふ愉快なる尊き體驗

育主事補臨場査閲あり

●椿東學友團總會

十二月十六日午後一時より松陰神社記念館に於て椿東小學校學友團第七回總會を開催主として冬季休業中の自治訓練實行事項及び昭和五年中一ケ年間の整理事項を決議す

●椿東女子青年團教育勅語

渙發四十週年記念式並ニ
令旨奉戴十周年記念式

十二月二十日午後二時より椿東小學校に於て椿東女子青年團の教育勅語渙發四十週年記念式並に令旨奉戴十周年記念式を舉行し左記事項を決議せり

- 一、毎朝神佛を禮拜すること
- 二、松陰先生誕生地及び其の附近の御墓及び東光寺への道標を建設すること

●椿東母の會開催

椿東小學校に於ては教育勅語渙發四十周年記念事業として十二月二十三日午後一時三十分より第一回母の會を開催、參會者約四百名左の行事を爲し盛會裡に午後四時閉會せり

- 一、東方遙拜 二、君が代合唱 三、教育勅語奉讀
 - 四、河村校長挨拶 五、講話萩中學校香川先生
- 尙別室に於て玩具展覽會蔬菜品展覽會並に即賣會を附設したり

●椿東實業補習學校修業式

椿東實業補習學校に於ては十二月二十一日午後七時より本年の修業式を舉行せり因に本年中の出席狀況は概して良好なり

●椿東青年訓練所修了式並

ニ入營者壯行會

椿東青年訓練所に於ては十二月二十四日午後七時よ

り本年の修了式並に入營者の壯行會を舉行せり

修了證書を受けたる者 四年次生徒 吉賀 榮輔
萩町より授賞せられたる者 同 吉賀 榮輔

同 溝部 正穂
同 小野村正雄
三年次生徒 波多野吉藏
同 柴田 美春

訓練所より授賞せられたる者 同 小林 久雄
當日の參列者は萩町長代理金子助役、萩町聯合分會長市川大佐、椿東分會長金子特務曹長、信國椿東教育後援會長其の他町學務課長、區長等多數あり午後十一時盛會裡に閉會せり

尙當訓練所生徒中入營すべき者は左記四名なり
溝部正穂 小野村正雄 松田吾助 三村美春

●越ヶ濱小學校兒童保護者會

十二月五日午前九時より舉行。學級授業參觀、校長訓話、懇談正午終了、出席者二百餘名頗る盛會であつた、本校としては斯る會合は頗る困難で懇談を主

とする保護者會を學校で行つたのは今回が第一回である、而も相當の成績を得たことは父兄諸氏が最近著しく教育に注意し始めたことを證するもので、之には主婦會の設立が大いに貢獻してゐると思はれる尙當日出席せざりし父兄の爲十二月十日第二回の會合を行つた。

●越ヶ濱青年團幼年部修養會

越ヶ濱青年團に於ては特に補習學校二年在學の青年十五名を集め十二月十三、十四、十五の三日間二泊の修養會を小學校裁縫室にて行つた

●越ヶ濱女子青年團月例會

當團本月の月例會は毎月の通り十五日午後二時より舉行講演、朗唱、體操等の後年末茶話會を催し種々娛樂、座談等ありて五時散會した。出席者三十五名

●學事年報研究互審會

學事年報研究並に互審の爲十二月十三日午前九時より萩町役場に於て萩、三見、明木、佐々並、川上、福川、紫福、大井、奈古、六島、見島の各町村學務統計主任集合山口縣廳より中山統計主事補並藤井縣書記列席統計上に付研究並互審を了したり

●明倫圖書館閱覽狀況

(昭和五年十二月分)

開館日	教員	學生	兒童	青年團員	官公吏	其他	合計
三二六	九二五	四二二	三二七	四七	八五	一四二	三九八
男女	男女	男女	男女	男女	男女	男女	平均

●明倫圖書館新着圖書紹介

- 曉鳥 敏 著 常倫を超出する者
- 同 著 更生の前後
- 維方維 嶽 著 巨人は斯く語る
- 十一谷義三郎著 唐人お吉續編
- バルビユス著 耶蘇

●鮮滿旅行記 (其の四)

萩中學校長 河内才三

滿洲見聞記

五月二十三日汽車は愈々異國の地滿洲に入つた。本溪湖あたりで夜が明けた。見渡す限り茫漠たる平野で山河にせばめられた朝鮮とは其光景を異にして居る、道がは大陸的だ。豆や高粱の畑が整然として耕

されて居る。支那人の活動的な調歩、痾高い聲、朝鮮のそれと比べて民族性に雲泥の相違のあることが感ぜられた。鴨綠江と云ふ境界が斯くまで凡ての風物を異にさせるかと思はせた。鴨綠江は人爲的の境界でなくて、眞に自然的の境界であらう。汽車は蘇家屯、渾河を過ぎ午前六時半滿洲の都奉天に着いた。

◎奉天驛。

降り立つ奉天驛の建物の宏大なるに驚く。驛前に蝟集せる馬車、人力車、自動車の夥しき數、しかも馭者や俾夫の客呼ぶ異様な叫聲などは行客の印象を強める。此の驛は旅客驛として貨物驛たる長春と對照し滿鐵幹線の主要な地位にある。驛を出ると千代田通りを中心として左右に浪速通と平安通とが放射してゐる。我國三都の雅名に因んだものである。いづれも宏大なる建物が楯比し、近代都市として恥かしからぬ其の般賑振りである。

◎歴史の奉天。

古いことは明かでないが、前漢の時代には、此處が候城縣治の所在地であつたが、後漢武帝の時朝鮮を亡ぼし四郡を置いた。その玄菟郡の治所は此地で

澤田 謙著 ブリユーターク英雄傳

小原 國芳著 幼き日

藤田 淳著 日本建國物語

吉田 弦二郎著 かがやく小川

佐々木邦 著 苦心の學友

渡邊 軍治著 科學玩具二百種作り方遊び方

山田 義郎著 設計と工作

志垣 寛著 モスクバの掏摸

教育講談全集 第壹卷

一月號雜誌(キング、中央公論、現代、實業之日本

婦人世界、子供の科學、少女俱樂部)

あつたやうだが唐代には此地を審州と稱した。これは審水(渾河)からかく呼んだのである。渤海、遼、金の時代の審州は主要な場所であつた。元代に及んで成宗は審州等路安撫高麗總督府を此地に置き、大徳元年には審陽路と改稱した。清朝に至り太祖業を創むるに及び、天命十年三月都を遼陽より此の地に移し盛京と稱した。内城は太祖元聰五年の築造にかゝり方形周圍二里、四方に大小二門を開き城壁は約三丈もある。世祖の順治元年都を北京に遷すに及び、將軍を此地に置き留守させた。因つて留京又は陪京の名がある。順治十四年奉天府を設け、奉天と改稱した周圍に約四里の外城を築造し、四方に大小八邊門を通じて居る。城壁の上には優に野砲列を布くことが出来る。尙ほ俗稱には審陽と呼んで居る。後滿洲を分ち奉天、吉林、黒龍江の三省となすに及び、奉天は一省の行政中心となり、兼て東三省軍政の樞軸となつたのである。張作霖が奉天省の督軍となつて、實質上東三省の實權を握つて、一時支那の大勢は彼の向背に依つて決せらるゝの概を示した。

◎今の奉天。

歴史の奉天は今や南滿中央の大市場の大都として千里の原頭に建設されたのである。南滿鐵道は此地に於て安奉線と合し、更に京奉鐵道と相會し、歐露支那内地、朝鮮各地との中繼地として重要な地位にある。撫順線は渾河より岐れ撫順に赴くもの、大北邊門外放車站から發して北山城子まで通ずるのが奉海線である。此の大奉天は實に物資の大集散地である。市街の膨脹、人口の増加率は年々増大してゆく一方である。張作霖の時代は中央政府より全く獨立の勢を持ち、軍閥の色彩が濃厚で、活氣横溢、今でも鋭い輝いた生命のある都市である。奉天を分ちて城内、商埠地、鐵道附屬地の三つとする。城内は支那人それ自體の街、商埠地は各國民在留の街、鐵道附屬地(百八十二萬坪)は日本行政地域である。奉天の人口は支那人三十二萬餘、日本人二萬二千、外人一千六百、これは昭和二年度の調査である。支那人が商埠地や鐵道附屬地に往來定住する者の遞増することは注意すべきことである。

◎四平街と吉順絲房。
城内の四平街は商家櫛比し、東京で云へば銀座通り

奉天は南滿洲の中心地で、四通八達の要路にあるから、物資の集散地として商家軒を比べ、赤い布に金文字と云ふ色彩燦然たる旗と、目も眩ゆいばかりの漆の金看板及び街上高く差出された彼の招牌とは支那街景色の標章である。かく秘術を盡して顧客を吸引し、奉天城内の繁榮を此處に集めて、道がに南滿中樞都市の貫祿を遺憾なく表現して居る。

◎北陵。

奉天驛より北一里半、松樹蒼鬱たる中にある、小樹林の中をくぐりて吾か華表に類似せる大きな牌樓に達する。牌樓は美麗な大理石で築造され、幾百年風雨に曝されて居ても褪せせず燦然として眼を奪ふばかりである。牌樓を入つて正門がある。その中には大きな石像の豹、獅子、馬駱駝、象などが磚道の兩側に並んでゐる。更に進めば、碑亭、隆恩門、隆恩門は三層よりなる前樓で、境内に聳立して居る。其の次に隆恩殿、明殿がある。其の奥は饅頭型の寢陵がある。こゝは清の二世太宗文皇帝の寢園、隆業山昭陵と名くもものである。崇徳八年の築造に係る外壁十五町、壁高さ二丈餘で、陵境周圍二里に達し

りであらう。往來は文字通りに人馬織るが如くで、活氣横溢せる街衢である。こゝに吉順絲房と云ふ四階建の百貨店がある。東京の三越、白木屋程の宏大さはないが、凡ゆる雜貨を商ひ、特に吾等の目を惹くのは、色彩の濃厚な支那式の織物類、貴金屬、寶石類、裝身具等で、いづれも外國製品よりは三割乃至五割も廉く、外國煙草、洋酒類の如きは内地の三分の一以下の價である。五階の展望台に登り、大奉天を展望すると、遙に南方に渾河の流が見ゆる。他は廣茫無涯の平野である。近くこれを望めば市外を遶る大城郭、内は方形の城郭、其の上に聳ゆる門樓さては鼓樓、鼓樓、内城の中央には清朝の昔を語る宮殿、華麗な黃堯、朱塗の樓閣が眸下に明かに觀られる。督軍公署、其他官衙廳舎は其の宮殿附近に鱗次して居る、異様な天主教會堂、東塔西塔南塔北塔も展望臺上の奇觀である、いづれも之れは喇嘛塔である。護國寺塔とも云はれてゐる。喇嘛教は蒙古懷柔の一策として清朝の崇拜せしもので、塔は清初の勅建に係り、廟宇の修造、僧侶の扶持優遇をもして居た。

◎奉天市街の盛觀。

てゐるこの靜寂な塋域の樹林の中にこれ等樓閣殿堂の黃堯朱柱が紺碧の空に聳れ、陽光に照り映れて遠くよりこれを望めば、蜃氣樓の如くである。北陵の右側には、張學良の別邸が松樹の間にある、遠らすに鐵條網を以てし、在邸の期間は電氣をこれに交流するといふことである、その用意の周到なるに驚く同時に彼の身邊がかくも危険であるかを思はせる。(以下次號)

産 業

◎耕地整理組合設立

昭和五年十二月二十七日付指令耕第七九九號を以て萩町椿耕地整理組合設立の件本縣知事より認可あり

◎國有地を耕地整理地區内に編入

昭和五年十二月二十七日付指令耕第七九九號を以て國有地を萩町椿耕地整理地區内に編入の件本縣知事より認可ありたり

◎長州竹材加工組合に對し

獎勵金の下付

昭和五年十二月二十七日付指令農政第四五一號を以て傘骨機械購入施設獎勵金下付の件本縣知事より指令ありたり

◎第八回山口縣畜産共進會

第一回山口縣雞卵共進會

昭和五年十二月十九日より同月二十二日まで四日間熊毛郡田布施町に於て標記共進會を開催萩町より種牛二點種雞一點雞卵三點出品就中入賞せるもの左の如し

- 種牛 三等賞 西木間 有田 作二
- 同 四等賞 北木間 山村 彌助

- 種雞 四等賞 平安湖町 尾崎 孫一
- 雞卵 四等賞 戎町 宗實 宗一

◎畜産功勞者表彰

昭和五年十二月二十二日熊毛郡田布施町田布施高等女學校に於て第八回山口縣畜産共進會褒賞授與式の際本縣畜産組合聯合會長より萩町北木間區中村健一氏に對し左記の通表彰ありたり

表彰之證
阿武郡萩町

中 村 健 一

資性温厚夙ニ地方畜牛ノ雜駁ナルヲ遺憾トシ「アバ」
「デイーン」アンガス」種系畜牛ノ有利ナルヲ體驗シ
郷友ニ之ガ飼養ヲ勸説シ自ラ種牝牛ヲ置キ種付ヲ獎
勵シ又木間畜牛改良組合ノ設立ヲ促スト共ニ組合員
ノ指導ニ調教訓練ニ劣等牛ノ淘汰ニ奔命シ其ノ間些
ノ私欲ヲ挾マズ又共同運動場ノ設置品評會批判會ノ
開設等ヲ建策シ私費ヲ投シテ組合事業ノ達成ヲ圖ル
等其ノ功績洵ニ顯著ナリ仍テ本會選獎表彰規定第四

條第三項ニ依リ銀盃壹個ヲ贈リ其ノ功勞ヲ表彰ス

昭和五年十二月二十二日

山口縣畜産組合聯合會長

◎商業登記

十二月四日付官報を以て左記合資會社設立の件公示せらる

▼合資會社

- 一、商 號 合資會社 木村屋商店
- 一、本 店 萩町大字西田町三十六番地
- 一、目的事業 菓子及麵麩の製造販賣及之に附隨する事業
- 一、設立の年月日 昭和五年九月三十日
- 一、社員の氏名 田中研治、澤田ノブエ、田中吉平
- 一、代表社員の氏名 田中研治
- 一、存立の時期 定款作製の日より滿十箇年

◎萩町木間農林産物品評會狀況

萩町木間區に於ける産業の開發を計る爲萩町、萩町農會、木間男女青年團聯合主催の下に十二月十一日十二日の二日間木間小學校内に標記品評會を開催せり本舉は同地方に於ける空前の企てとして豫想外の好結果を收め十二月十二日午後三時褒賞授與式を舉行尙ほ附帶事業として褒賞授與式當日同區内の畜牛批判會及び稻多收作共進會の褒賞をも授與せり品評會入賞者

- 壹等賞 米山縣政藏、同中村大作、同中村喜一、小豆伊藤清吉、柿西村義男、蕪菁中村大作、白菜岡田秀佐、大根吉岡龍一、同小峠文雄、木炭中村建一、同山平信一、同時山源左工門、同西山榮勝、炭俵村田米藏、叭溝部テサ
- 貳等賞 長屋權治郎外二十九名
- 參等賞 西村鑑助外五十六名
- 四等賞 山根榮太郎外八十七名

◎昭和五年十二月中萩港 外國貿易

品名	輸出の部		比 △印ハ減ヲ		
	五年 噸量	四年 噸量			
品名	噸量	價額	噸量	價額	比
杉丸太	二七	七六	一三三	二、七四〇	△印ハ減ヲ
竹製材	二〇	一八〇	三	一、九七九	△印ハ減ヲ
竹製器具	二	七〇	二	一、三五	△印ハ減ヲ
木製器具	〇	三	〇	三	△印ハ減ヲ
其他食料品	〇	三	〇	一、三四	△印ハ減ヲ
其他諸品	〇	〇	一	二、六	△印ハ減ヲ
十二月計	三、〇六	一、〇六	一、四四	一、七四	△印ハ減ヲ
年計	一、三九三	七、〇〇	三、〇九	一、二、一〇五	△印ハ減ヲ

◎昭和五年萩港貿易の概況

昨五年の當港外國貿易は右の如く年計に於て輸出は前年に比し約三分の一に、輸入は二割三分を共に減退して居るが是は世界的に一般不況の餘波に由ること勿論一面當港の大華客たる支那關東洲方面の銀暴落や關稅引上げ等最悪の材料發生に當面し乍ら貿易品の關係上見越商談を喚起し得ず前者の悪影響のみを受けた結果と推知される。此の現象は主要港を除いた各地方港灣が略同一類形的に減退せる點から全般を考察せらるゝ譯で獨り當港のみが不振を呈したものではあるまい。

次に貿易品の消長に就いて見ると輸出品種が一昨年十九種を算したのが昨年一舉十種に減退し各品の貿易額亦等しく著しい減差を示して居る様である而して一般雜貨類の不振は己むを得ずとするも當港の主要品たる丸太材、竹材、蜜柑、罐詰等の減退に就いては將來共細微の點に留意して捲土重來を期し度いも

年計 五二、四七五 六三、二〇〇 △ 七三

のと思ふ本一九三一年は零より一に無より有に轉じた第一歩である願くば本年の貿易をして一層の増進を期し度いものである。
参考の爲昨年貿易品を一昨四年に對照して示せば左表の如くである。

輸出品名	貿易諸品の消長		△印ハ減ヲ
	四年	五年	
蔬菜漬物	一〇〇	九五	△印ハ減ヲ
蜜柑	六、七八	五、五三	△印ハ減ヲ
干魚	〇	一四〇	△印ハ減ヲ
菓子	一、〇三五	〇	△印ハ減ヲ
罐詰	一〇、五九	三、五八	△印ハ減ヲ
清酒	一、七四三	〇	△印ハ減ヲ
其他食料品	一、一六〇	一、〇五	△印ハ減ヲ
繩紐類	四〇	〇	△印ハ減ヲ
其他履物	五	二七	△印ハ減ヲ
其他礦物	三〇	〇	△印ハ減ヲ
船舶	三、四〇〇	〇	△印ハ減ヲ
竹材	二、五二	一、三〇四	△印ハ減ヲ
竹製品	二、六二	六七二	△印ハ減ヲ

輸入品名	貿易諸品の消長		△印ハ減ヲ
	四年	五年	
箱板樽板	二五	〇	△印ハ減ヲ
挽材	二七五	〇	△印ハ減ヲ
丸太及割材	四、三五	一八、二五	△印ハ減ヲ
木炭	三二	〇	△印ハ減ヲ
木製品	二六	〇	△印ハ減ヲ
器具	一三〇	〇	△印ハ減ヲ
計	一、一〇五	三、七〇〇	△印ハ減ヲ
輸入品名	四年	五年	△印ハ減ヲ
家畜飼料	三、二〇〇	二、三七	△印ハ減ヲ
玉蜀黍	〇	一四〇	△印ハ減ヲ
計	三、二〇〇	二、四七	△印ハ減ヲ

◎町立萩魚市場賣買取扱高

區分	昭和五年十二月	
	本月分賣買取扱高	年度内累計
萩魚市場	六〇、五一、三三〇	四三、二四、六三〇
越ヶ濱出張所	一五、四三、八七〇	一四、七三、七六〇
玉江出張所	三、七四、五〇〇	五、八七、六〇〇
計	七九、七九、七三〇	六六、八五、〇〇〇

●十二月中の氣象

氣溫平均 最高氣溫 最低氣溫 雨 雪 量
 一〇度三 二度九 四度四 八 〇 〇 〇 〇 〇 〇

●十二月中風向觀測

北 北東 東 南東 南 南西 西 北西 靜穩 最多方向
 七 一 二 四 一 二 三 三 北

●十二月中天氣類別日數

種別	日數
快晴	五
晴曇	六
曇	二
雪	一
霰	一
霜	一
濃霧	一
濃雷	一
地震	一
最高	一
最低	一
零度以上	一
零度以下	一

●萩町の物價

(昭和五年十二月)

本月中平均物價 前月ニ比シ騰落
 中米(白米)一石 二〇,〇〇〇 落
 裸麥(精白)一石 一四,〇〇〇 〃

大豆 一石 一六,〇〇〇
 白味噌 一貫 九〇〇
 清酒(中等品)一石 一〇,〇〇〇
 白砂糖(洋)百斤 二,〇〇〇
 赤砂糖(洋)百斤 一八,〇〇〇
 鰹節(土佐)一貫 一,四〇〇
 牛肉(中等品)百斤 八〇,〇〇〇
 雞卵(地)百個 三,五〇〇
 牛乳 一升 八〇〇
 晒木綿 一反 五五〇
 石炭 十貫 六〇〇
 木炭(檜)十貫 二,四〇〇
 美濃紙 一縮 二六,〇〇〇
 半紙 一縮 一六,五〇〇

財政經濟

●昭和五年十一月分納稅成績

十一月分の納稅は國稅資本利子稅第二期、營業收益

●納稅組合の勸め

山口縣地方改良に關する三大必行事項に屬する公租意納の矯弊上左記事項に付き特に勸奨方本縣内務部より申來れり之が實現を期し度爲其の全文を左に掲ぐ

納稅組合の組織に就て

納稅組合は一町内又は一部落の者が申合に依つて隣保相扶の下に自治的に經濟的に納稅を完うしやうと言ふ、つまり納稅義務を尊重する觀念の結晶したものであつて、最も推奨すべき團體である。

納稅組合が廣く普及し發達することは、納稅道德の向上を語るものであつて、納稅道德の向上は更に國民の奉公的至誠の高潮を示すものとも見られ國家の爲寔に慶すべき事象であるを謂はねばならぬ。

縣下市町村に於ける斯種組合は現在二千五百十九を數へる事が出来るが猶普及の余地が尠くない之が組織を全般に普からしむる爲に茲に納稅組合組織上必要な事項を掲げ参考に資するものである。

(一)納稅組合の利益

十二月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効處分を爲したる自轉車舊鑑札番號及所有者住所氏名左の如し

舊鑑札番號	事由	住所	氏名
二五五	紛失	江向第三區	山田キム
八五四三	〃	御許町第一區	正木重雄
八二五〇	〃	東田町第二區	佐伯卯一
八六八〇	〃	奥玉江第二區	白石道春

●自轉車鑑札を無効と爲したるもの

稅第二期、同附加縣稅、同附加町稅、縣稅雜種稅、同附加町稅及縣稅營業稅、同附加町稅の八種にして内資本利子稅は完納となり其の他の稅にして完納したるものは左記十七區なり

土原第二區 江向第一區 河添第一區 河添第二區
 區 堀内第一區 堀内第二區 河内區 笠屋區
 大屋區 沖原區 霧口區 金谷區 青海區 北木
 間區 山田第一區 山田第二區 小原區

納税組合は前にも述べた如く、納税義務を完うしやうと言ふ奉公的至誠の發露であつて、利益を目的として成立つものではないのであるが、併しなから此の組合にも其の成立の曉には左の様な利益を伴ふものである。

一、納税上の手数と時間を省くこと
國稅、府縣稅、市町村稅を通じて見るに一年中殆んど毎月の様に納期が到來するのである、其の都度各自が市役所町村役場に出頭して納税するには尠からざる時間と手数を要するのであつて、之は畢竟租稅に伴ふ無形の負擔である。今納税組合が成立したならば此の無形の負擔を免れて、之を他の經濟的有用の方面に振り向ける事が出來、それに依つて得る處の利益は一ケ年間を通して見れば蓋し尠少でないと思ふ。

二、滞納の虞なきこと
各自が其の稼業の關係上不知不識の間に納期を忘れ滞納者たるの汚名と不利益とを蒙ることがある今納税組合を設けて置けば斯る行違を生ずる虞がないのである。

三、經濟上の苦痛を輕減すること
納期毎に一時に多額の納税を爲す事は經濟上相當の苦痛を感ずるのであるが、納税組合は先づ各人の納税額を豫定して毎日又は毎月一回若は數回に分割して積立ての方法に依り納税に備へ得るを以て、經濟上の苦痛を大に輕減するのみならず、納税積立金の運用に依り利殖を圖ることが出来るのである。

四、徵稅費を節約し負擔の輕減に資すること
納税の遅延又は滞納が生ずると之が督促乃至滞納整理の爲に尠からざる手数と徵收費とを要するのみならず國稅、縣稅の滞納に伴うて市町村團體の受くる徵收交付金に減收を生ずるのである、今納税組合が組織されて納税が滞りなく濟む様になつたなら徵稅費を節減して其の余力は他の有益なる費途に充つることが出來て非常な利益となり延ては納税者各自の負擔がそれだけ減少することを得るのである。

以上挙げたる事は納税組合に伴ふ直接の利益であるが尙此の外に間接に貯蓄心を涵養すると共に一面相

互扶助、共同和衷の風を馴致すると云ふ大なる利益を伴ふ事も決して忘れてはならない事であると思ふ

(二)納税組合の組織
納税組合の組織は地方の狀況に應じて適當なる方法を採るべきであるが、其の巧拙如何は組合の存續上にも關するので最も考慮を要すると思ふ。

一、組合の區域
イ、官公署、學校、銀行、會社、工場其の他多數納税者の集合する團體の所屬員を一團として組織するを便利とする。

ロ、問屋業、漁商、料理屋業、旅人宿業、藝娼妓置屋業其の他此の種の同業者を一團として組織することは組合事務所が直に利用出来るので設立者に甚だ便利である。

ハ、一町内、一字若くは伍組と云ふ様な地域を一團として組織すること、但し可成小地域であつて十戸以上三十戸以内を理想とするのである。而して區域内に居住する者は殘らず組合に加入することを義務とすること。

二、組合の役員

組合の組織や、組合が抱擁して居る納税者の多寡等に依つて自ら役員數等にも相違があるが組合長副組合長を各一名夫れに幹事又は委員若干名を置き、其の役員は組合員の内より選舉するのである。而し官公署、學校、銀行、會社、工場又は同業者組合等にあつては其の幹部又は役員を組合長とし會計主任を幹事として事務を擔任することが便利である。

三、組合の事務
◎普通納税組合

イ、役員に於て納期前各納税者に對し注意を爲すこと
ロ、組合長又は他の幹事が各納税人より納税額を取纏め市町村收入役に納付すること。
ハ、納期限迄に完納せぬ者がある場合は左の何れかの方法に依ること。

1、組合長が一時代納して置くこと
2、納税準備金から一時代納して置いて日歩何程かの割合を以て過怠金を徵收し尙一定の期間を過ぎた者に對しては其の所有財産を提供させて之を適宜に處分して代納金に充當する

3、組合の決議に依つて代納して一定の期間内に返済せしめること

●貯金組合

此の貯金組合が前述したる處の納税に伴ふ經濟上の苦痛を軽減し更に利殖をも圖り得る最も有益な組合である。

イ、貯金額の決定

各組合員の一ケ年負擔すべき納税豫定額を月又は日週に割り當て貯金すること

ロ、貯金の時期

1、官署、學校、銀行、會社等の役員を以て組織した組合では普通給料支拂の時に貯金するを便利とする

2、其の他は毎月一回若は數回又は毎日貯金する

ハ、貯金取纏の方法

1、幹事、世話役若は集金係を特設して取纏めるか又は組合員が輪番で取纏め世話役、幹事に送付すること

2、日掛貯金にあつては日掛簿を順次廻送し最後に世話人に於て取纏めるのも一の方法である

ニ、貯金の保管方法

一纏めにして郵便貯金又は銀行預金とし組合員の貯金額は別に受拂簿を備へて整理するか若は各人名義の通帳を作つて置くこと

ホ、貯金の拂戻

納税に際し納税の爲必要あるときの外は左の場合にあらざれば拂戻を爲さざること

1、組合員たる資格を失つたとき

2、年末に於て決算し殘額あるとき、但し成るべく拂戻を爲さずして翌年度の納税貯金に充當すること

四、組合費用

イ、納税貯金の利子及市町村より交付せられる奨励金を以て之に充てること

ロ、若し不足を告ぐる場合に於ては各人の負擔となすこと

五、組合員に對する制裁

椎原區 海軍三等兵曹 鈴木七五郎

吳服町油屋町區 同一等機關兵 吉田 孝吉

同事件に依り金貳拾五圓を賜與す(海軍省)

無田ヶ原區 同一等機關兵 深野 靜雄

同事件に依り金拾五圓を賜與す(海軍省)

越ヶ濱第三區 同一等機關兵 末武 仙吉

江向第四區 同一等機關兵 守田 正輔

昭和三年支那事變の勤勞に依り金拾五圓を賜與す(海軍省)

(海軍省)

◎表 彰

特別大演習の爲十月二十四日より歩兵第四十二聯隊へ勤務演習の爲召集せられたる者にして特に表彰の典に浴したる者の事蹟概要左の如し

左 記

中津江區 豫備役陸軍歩兵伍長 阿武 七郎

應召中常に品行を慎み諸規則を嚴守し内務の履行も亦確實秋期演習及大演習中は分隊長として參加するや毫も勞を厭はず率先躬行事に當り克く部下を統御

故意に納税又は納税貯金を怠る者に對しては組合總會の決議に依り相當の制裁を加へることは己むを得ざる措置である。
以上の記述に依つて納税組合が眞に納税手續上便宜の多いことと思ふ。而して納税組合の組織の内容に就ては組合規約に規定すべきであつて規約は組合活動の軌範であり憲法であるから、各地方の状況に即したるものを設くべきであると思ふ。尙詳しい事又は組合規約等に就ては市役所又は町村役場と協議の上成案を得られむことを切望するのである

昭和五年十一月

山口縣内務部

軍 事

◎賜金拜受者

古萩區 海軍一等兵曹 田村 留繼

昭和三年支那事變並昭和二、三年支那騷亂事件の勤勞に依り金四拾五圓を賜與す(海軍省)

指導し其の職責を完ふせり依て召集解除のとき伍長に任せらる

笠屋區 同 陸軍歩兵伍長 田村 勇
性温良義務心厚く思想高潔諸事熱心著實にして奉公の念厚く品行方正内務の履行確實にして卒先躬行克く同僚に模範を示し従つて上下の信頼厚く其の成績最も良好なり秋期演習及特別大演習間分隊長として指揮掌握確實にして運用も亦適切なり又召集間は進んで軍事學の研究に努め記憶理解良好なり召集解除のとき伍長に任せらる

冲原區 豫備役陸軍歩兵上等兵 宗村 正己
應召間眞面目にして演習勤務に精勵し特に秋期演習及特別大演習間卒先難事に當り其の成績良好なり一般他兵の模範とするに足る
青海區 豫備役陸軍歩兵上等兵 吉村 昌一
應召以來常時熱心に服務し秋期演習及特別大演習間は勞を意とせず卒先事に當り一般の成績良好なり依て他兵の模範とするに足る

◎入退營者の歡送迎會

昭和五年退營者及昭和六年入營者の爲十二月二十三日午前十時より縣社春日神社同椿八幡宮同松陰神社に於て入營者の宣誓祭並退營者の奉告祭を施行し式後入營者五十五名退營者六十五名の爲萩町公會堂に於て簡素なる歡送迎會を開催せり當日は主催者林萩町長の外市川萩町聯合分會長金子萩町聯合青年團副長二階萩分會長金子椿東分會長石丸椿分會長各青年團長各青年訓練所主事及指導員等多數の參列者ありたり

◎在郷軍人の進級

九月十七日を以て勤務演習に應召し進級したる者左の如し
左記
歩兵一等卒を命せらる
濱崎新町第一區 補歩二 田中 徳一
全 玉江浦第二區 全 山根 義雄

全 東濱崎町第一區 全 細田 源一
十一月二十日勤務演習に應召し任官したる者左の如し
歩兵伍長に任せらる
中津江區 歩上 阿武 七郎
全 笠屋區 全 田村 勇

◎海軍志願兵検査日割及場所

十二月五日縣報を以て昭和六年度海軍志願兵徵募検査日割及場所に付萩町關係の分左の通公示せらる
検査月日 昭和六年一月三十日三十一日
検査場所 萩町公會堂
検査は毎日午前九時より開始す志願者は當日午前八時三十分迄に検査場に出頭すべし

◎不用品バザー開催

十二月三日萩町公會堂に於て帝國軍人後援會萩町婦人團の主催を以て不用品バザーを開催せり町内各區

に涉り受持幹事の斡旋に依り不用品を蒐集し其の前日堀内病院に於て古着其の他の消毒を行ひ開催當日は幹事の總出動の下に各部署を定め依託品及寄贈品の販賣を行ひ非常なる盛會裡に午後四時閉會せり本會の主旨を賛成し多數金品を寄贈せられたる者あり其の厚意を感謝す主なる金品の寄贈者左の如し
無名氏

- 金拾圓 濱崎町第二區 岩崎彌太郎
- 金五圓 堀内第一區 長屋 峯子
- 金二圓 鶴江第二區 岡田 アイ
- 金二圓十五錢 今古萩町 門田 タツ
- 金一圓二十錢 同 門田 キチ
- 金一圓 同 松本アサ子
- 金一圓 同 重枝 渚子
- 金一圓 橋本町區 末永 ヨシ
- 金一圓 香川津東區 山中 ヌメ
- 金一圓 同 山本 公房
- 金五十錢 今古萩町區 二階 アサ
- 金五十錢 同 守重茂登子
- 金五十錢 同 藤田アアノ

金五十錢	今古萩町區	市川	イシ
金五十錢	同	白上	千世
金五十錢	同	大島	ヒデ
金五十錢	土原第二區	三好	シヨ
金五十錢	南古萩町區	田中	眞治
金五十錢	濱崎町第四區	進藤	千代
金五十錢	香川津西區	有門彌一郎	
金三十錢	今古萩町區	山本	良子
金三十錢	松本市區	中原	ウメ
金三十錢	今古萩町區	竹内	ハル
金三十錢	後小畑區	山本	ヨネ
金二十錢	同	小野村ひち	
金二十錢	同	山本モ、ヨ	
金十錢	同	出羽	芳乃
金十錢	同	野村	イワ
金十錢	同	津田	チカ
金十錢	同	岡	フジ
金十錢	同	岡	ヒサ
計	三十三圓六十五錢		

物品寄贈の主なるもの

芋	百七十貫	鶴江第一、二區
同	五十貫	香川津北區
此の外衣類の雜品數百點省略		
尙閉會後十二月四日萩町窮民三十八名に對し白米芋衣類數點等を施與せり		
◆不用品バザー決算報告		
収入の部		
手數料(賣上高金百七拾八圓四十六錢の一割)	金十七圓八十錢	
寄附金	金三十三圓六十五錢	
寄贈物品(賣却せざる分)	評價金二十二圓八十錢	
寄贈物品賣上高	金六十九圓七十一錢	
計	金百四十四圓	
支出の部		
窮民へ寄贈物品施與	金二十二圓八十錢	
出品傳票及廣告ビラ	金十五圓	
自動車賃	金十七圓九十錢	
備入料	金三圓六十錢	
辨當其の他雜費	金二十九圓六十一錢	
計	金八十八圓九十一錢	

差引殘額 五十五圓九錢
 右殘金の處分金 三十八圓九錢
 町窮民へ餅代として施與
 金拾七圓九錢 婦人團の基金に編入
 前記寄贈物品を窮民へ施與したる評價格の内譯
 白米 金七圓六十錢
 芋 金三圓八十錢
 著物類 金十一圓四十錢
 計 金二十二圓八十錢
 右を萩町窮民三十八人に施與せり一人分金六十錢に相當す

通信

十二月分萩郵便局行事

十二月二日 事務研究會開催
 午前九時半より男子吏員の事務研究會を開催諸般の取扱事務に就て研究を遂げ正午散會せり
 十二月十二日 修養講話

午前十時より河野講師の「東洋道德と西洋道德に就て」と題する講話を一同聴講せり
 十二月二十日 修養講話
 午前十時より中所囑託講師の「安全地帯へ」と題する講話を一同聴講せり

萩郵便局昭和五年十二月分事務取扱状況

種別	前年取扱數	本年取扱數	増減數
書留、價格引受	三、八七一	三、五四九	▲三三二
表記通常郵便物	六、八四四	六、八八〇	▲八四
引受	四、五四三	四、六六九	▲一一六
小包郵便物	六、三三三	二、〇〇六	▲三、四六六
配達	二、七五五	二、五五五	▲一九〇
發信	四、八三〇	四、八八八	▲二二
報	二、三三四	二、二四〇	▲一七四
中繼	一、七七〇	一、六七三	▲九七
口數	金四、五〇、四八〇、三三〇、七三〇、八二〇	▲六、八四九、六六〇	

爲替拂渡	口數	三、四三三	三、四四五	▲	一七
	金額	一〇〇、六六四〇八四、一六八、三三〇	▲	一六、四五七〇九〇	
貯金預入	口數	二、九二七	二、八四三	▲	七
	金額	三、三九、一四〇四二、三五〇、三三〇	▲	四、一二、二八〇	
貯金拂戻	口數	九九九	一、一五七		一六
	金額	三、〇九、一三五五二、八七五、四〇〇		一九、八四六、二六五	
保険契約申込	口數	一〇三	一〇六		三
	金額	一四、八〇〇	一三、六〇〇	▲	一、二〇〇
保険料徴収	口數	二、六八六	一四、一〇八		一、四三二
	金額	七、五七、二二〇	九、二九〇、四〇〇		一、七三三、二八〇
年金契約申込	口數	四	五		一
	金額	二五九、八九〇	一〇五、五八〇	▲	一四、三〇〇
年金掛金徴収	口數	七	七		一
	金額	三九、七六〇	四八、四九〇		七、〇〇八

土木交通

●海面埋立地を字區域に編入

曩に萩町の區域に編入せられたる左記海面埋立地を

昭和六年一月十日より字區域に編入の件許可ありたり

記

阿武郡萩町大字椿東字小畑浦地先

一、海面埋立地面積二十一坪九合六勺

右大字椿東字小畑浦の區域に編入

●公有水面埋立場所訂正

十二月九日付山口縣告示第八百二號を以て昭和五年七月四日山口縣告示第四百二十七號公有水面埋立場所を左記の通訂正の旨公示せらる

一、埋立場所 萩町大字椿東字小畑浦地先海面

●長門線鐵道全通祝賀會

十二月七日正午より明倫小學校々庭に於て鐵道省主催となり長門線鐵道全通式を舉行せらる。

是より先萩町に於ては長門線全通萩町協賛會を組織し會場に附隨せる手荷物預り所を有備館に、郵便切

手類賣捌所を會場附近に又町役場前の小串萩線に付縣道には當日の興趣を副ふべき大アーチを建設し他の一面に於ては多數の來賓に對し萩といふ好印象を與ふる爲明倫小學校講堂全部を防長史料展覽會場に充て維新當時の由緒ある書畫古器物等を陳列して隨意觀覽せしむるの外萩驛より會場までの自動車及町内史蹟名勝案内用自動車を提供する等十分なる準備を爲せり

鐵道省としては明倫小學校正門前に大アーチを建設し玄關脇には受付用天幕張を設け來賓控所として同校教室三棟及教員室樓上を之に充て明倫小學校教職員女兒童をして之を擔任せしむることとせり

祝賀會場は同校運動場内に間口七間奥行二十間の大天幕張を設け周圍は紅白を以て巡らし會場内には万国旗を縦横に交叉し正面に舞臺をしつらわ照明燈を點し白布にて掩はれたる六列の食卓上には二ヶ所に擴聲機を取付け壯觀を極めたり

定刻に至り四十萬山口建設事務所技師舉式の辭に次ぎ新免技師の工事報告田代山口建設事務所長及米山門司鐵道局長の式辭江木鐵道大臣(澤本秘書官代讀)

平井本縣知事、林萩町協賛會長、貴衆兩院議員總代村岡代議士土屋本縣會議長(山根縣會議員代讀)の各祝辭祝文祝電の披露ありて閉式直ちに大宴會に移り萩町協賛會より寄贈に係る萩券番藝妓の長門線鐵道全通祝賀の歌並萩小唄の踊杵屋延次長唄會員の囃等餘興あり次で瀧口吉良氏の發聲に依り天皇陛下の萬歳を三唱隨意解散したり。

式後來賓は萩町協賛會より差廻しの自動車を連ね町内の史蹟を見學する者防長史料展覽會場に到る者等あり又萩商工會及間組等より餅撒の寄贈あり午後一時頃より假裝行列シヤギリ等續々會場に繰り込み萩商工會主催安賣デーと相待ち沿線近郷近在よりの人出多く小春日和に恵まれ終日全町は賑はへり

當日の主なる來賓は黒金鐵道政務次官、澤本秘書官平井本縣知事、内田、寺島各貴族院議員、南谷廣島控訴院長、矢崎山口地方裁判所長、徳永同檢事正、藤田下關要塞司令官、鏡山山口二十一旅團長、浮田下關、白銀山口、神崎小倉、圖師八幡、伊藤廣島の各市長、西島、梨羽、宍戸各男爵本縣選出代議士縣會議員、岩田山口高等學校長、吉田九大教授、松田防長

武學養成所長、佐竹盛岡建設事務所長等東京、中國九州各地よりの來賓一千四百餘名以上に及びべり。

十二月七日長門線鐵道全通祝賀式舉行に際し久原代議士より林町長に宛て左の祝電ありたり

御盛大なる全通式に際し遙に祝意を表します
貴地の發展を祈る何卒諸君に宜敷御傳へを乞ふ
久原房之助

●府縣道山口萩線改良工事

府縣道山口萩線萩町地内唐樋町及御許町の一部道路改良に伴ふ障害家屋は十二月七日長門線全通式當日前迄に全部移轉を了し假工事を施行せられたり

●越ヶ濱上水道の近況

越ヶ濱上水道は昭和三年給水を開始以來滿二ヶ年を経過し其の成績良好にして十二月現在に於ける使用戸數等左の如し

專用給水	二〇戸
共用栓給水	四二五戸
計量給水	五戸
計	四五〇戸

社會事象

●門司鐵道局活動寫眞映寫

十二月六日町公會堂に於て長門線全通祝賀式附景氣の意味を以て過般鐵道省國際觀光局活動寫眞撮影班に依り本縣下各地を撮影次いで九月二十四日長門峽を撮影しつゝ萩町に來り史蹟名勝地を撮影したるもの全巻を映寫せり時節柄多數の觀覽者入場立錫之餘地もなく盛會裡に午後十時閉會せり

●萩稅關支署長歡送迎會

十二月二十四日町公會堂に於て有門萩稅關支署長は博多稅關支署長に轉任、宮崎觀平氏は萩稅關支署長

に就任に付林町長主催にて兩氏の歡送迎會を開催。出席者九十餘名。林町長の挨拶に次ぎ兩氏の謝辭ありて開宴午後一時盛會裡に散會したり

●公人及私人

前川本縣工業試驗場長は新任挨拶の爲十二月八日町衙に林町長を訪ふ。

安藤第五師團參謀長増田山口聯隊區司令部員は中等學校教練視察の爲何れも十二月九日來萩

岡本、船木兩農林省農林技師は夏蜜柑園視察の爲何れも十二月十一日來萩

中村山口聯隊區司令官、猪狩第五師團司令部附陸軍少將は青年訓練所教練査閱執行の爲何れも十二月十四日來萩

林農林省水産試驗場技師は同氏の創作に係る機船底曳網指導の爲十二月十六日來萩

田村鐵道省屬は長門線全通祝賀式終了に付挨拶の爲十二月十七日町衙に林町長を訪ふ

日柳山口高等商業學校教授は國產品愛用に關する講演會講師として十二月十九日來萩

宮崎萩稅關支署長は就任挨拶の爲十二月二十四日町衙に林町長を訪ふ

有門前萩稅關支署長は博多稅關支署長に就任の爲十二月二十五日赴任

永井門司稅關鑑査課長はマーマレード工場視察の爲十二月二十六日來萩

●寄贈

一、玄米 壹俵 株式會社百十銀行萩支店內有志者
 右は十二月七日長門線鐵道全通式祝賀餘興變裝行列の際當選賞品として受けたる玄米壹俵を萩町窮民へ施與

一金參拾八圓 帝國軍人後援會萩町婦人團

右は萩町内貧困者に對し正月の餅代として施與

一、祝餅 參拾八重 常念寺住職 山近春水殿

右萩町窮民に贈與せらる

茲に其の厚意を感謝す

衛生

◎昭和五年一月以降死亡者埋火葬別

	十二月中	十一月迄	計
火葬	計 一七人	計 二二九人	計 二四六人
	男 一四	男 二二三	男 二二七
	女 三一	女 四四二	女 四七三
埋葬	計 一九七	計 一〇五	計 一〇七
	男 一七	男 九一	男 九八
	女 一九	女 一四	女 二一五

備考
 昭和五年中埋火葬數の割合は火葬千體に對し埋葬四百五十五體に當る

◎昭和五年一月以降傳染病患者數

病名	十二月中	十一月迄	計
赤痢	一人	二九人	二九人
疑似赤痢	一人	一人	二人
腸チフス	二人	三六	三八
バラチフス	一人	三〇	三〇
疫痢	一人	三四	三四
チフセラヤ	一人	八	九
猩紅熱	三人	一四九	一五二

◎十二月中町立堀内病院の状況

十二月中入院患者及び退院者其の他左の如し

入院患者數	退院者數	死亡者數	月末在院患者數
腸チフス 二人	一人	一人	一人

◎居眠りは白米食から玄米食に改めよ

醫學博士 河本禎助氏談

日本人は兎角、居眠りするものが多い、電車の中でも、汽車の中でも、學校の授業中でも或は針を持つ間にも居眠りしてゐる人が非常に多い、ところがそれが丁度雞の白米病の状態によく似て居る、即ち雞に白米ばかりを食はして居ると、絶えず可成りの糖分を分解しつゝある所の血液の解糖力が二、三日経つてから著るしく減つて、血液は酸性に傾いて來て同時に鶏は立ちながら居眠りをはじめやうになり従つて産卵も悪くなつて來る。此の時ヴィタミンBを注射してやると血液の解糖力がだん／＼よくなつて元氣も恢復して來ることが分る此の例から考へて見ると日本人の居眠りと云ひ眠たがるのは所謂

ビタミンBの欠乏によるものであつて白米をあまり片寄つて餘計に食へるので、血液の解糖力が軽減して來るのではないかと思はれる又日本人はよく夏瘦せと云ふ事を云ふが、これもやはりビタミンBの欠乏から起る生理的現象であつて西洋人にはその夏瘦せもなければ居眠りなどする人もないところから考へても明かな事實である。要するに白米常食から來るヴィタミンB欠乏の弊害であるから、先づ日本人はよろしく玄米食を稱用し、國民の惰眠をさまし能率の増進を圖らなければならぬと思ふ。

人事

◎昭和五年度國勢調査全國人口概數

十二月十二日付官報を以て昭和五年國勢調査の結果概要を左の如く發表せらる。
 全國人口、本年十月一日施行の國勢調査の結果に依れば内地總現在人口は六千四百四拾七萬七千七

百貳拾四人なり之を大正十四年の五千九百七拾參萬六千八百貳拾貳人に比すれば人員に於て四百七拾壹萬九百貳人割合に於て七分九厘の増加となり前期即ち大正九年乃至大正十四年の五年間に於ける増加六分七厘より著しく高く一年平均の増加數は前記の七拾五萬四千七百五拾四人に對し今期九拾四萬貳千八百八拾八人を示し一年平均人口増加率は前記一分三厘今期一分五厘と爲る而して兩期を通じたる過去十年間に於ける人口増加は八百四拾八萬四千六百七拾壹人(割五分二厘)にして一年平均人口増加率は一分四厘なり

歐米諸國最近の國勢調査の結果は未發表のもの多く直ちに比較を爲し能はざるも前回調査の結果より推測すれば壹億人以上を示す露西亞及び北米合衆國を除き我人口の密度は一方籽百六拾九人(一方里二千六百二人)に該り歐米諸國中我國より高きものは僅に白耳義(二百四拾五人)和蘭(貳百拾壹人)英吉利(百八拾八人)の三國あるのみ
總人口を男女に別ては男參千貳百參拾八萬八千參百六拾九人女參千貳百五萬九千參百五拾五人にし

て男は參拾貳萬九千拾四人多く女百人に付男百一人に該る此の割合は大正十四年に等しく大正九年の一〇〇・四に比すれば男の割合少しく増加した

府縣別世帯及人口の内本縣の分左の如し

世帯貳拾四萬九千八百八拾八、人口總數百拾參萬五千六百參拾七人、内男五拾七萬壹千五百九拾八人女五拾六萬四千參拾九人一方籽に付人口百八拾七人、女百人に付男百壹人三分大正十四年人口百九萬四千五百四拾四人大正九年人口百四萬壹千拾參人人口の増減は大正十四年より昭和五年迄人員四萬壹千九拾參人割合三八%大正九年より大正十四年まで人員五萬參千五百參拾壹人割合五一%なり
市別世帯及び人口の内本縣の分左の如し

市名	世帯數	總數	男	女
下關市	三、〇三	六、五九	五、六五	七、八五
宇部市	一、八九	六、二七	三、三三	二、九五
山口市	六、六五	三、三三	二、六三	一、五〇

帝國全版圖の人口概數 今次の國勢調査に於ける内地朝鮮、台灣、樺太の世帯及び人口の概數左の如し

世帯數	人口
帝國	一七、五二、五九三
内地	三、七五、八八六
朝鮮	三、九七、七四一
台灣	八〇九、〇七六
樺太	五、八七七

帝國全版圖の總人口は九千參拾九萬五千四拾壹人にして之を大正十四年國勢調査の結果と比較し、六百九拾參萬八千百拾貳人(八分三厘)を増加したり各地域別に五年間の増加を見るに内地は四百七拾壹萬九百貳人(七分九厘)朝鮮は百五拾參萬五千貳拾四人(七分九厘)台灣は六拾萬七千五百拾參人(一割五分)樺太は九萬壹千四百參拾參人(四割四分九厘)なり

全版圖の總人口を男女に別ては男四千五百六拾七萬四千七百參拾四人、女四千四百七拾貳萬參百七人にして女百人に付男百二人・一に該り大正十四年の男百二・三に比し男の割合少しく減じたり之を各地域別に見れば内地は女百人に付男百一人・一朝鮮は男百四人六・台灣は男百五人一・樺太は

男百三十三人・一にして内地に比し朝鮮、台灣特に樺太は男の割合著しく高し。

●萩町人口動態

昭和五年十二月中	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
一月以降累計	五五	五	八二	五七	四
	五五	五	一三〇	九八	四

十二月中出生届出の者

(○印は本籍なき者)

區名	戸主の続柄	氏名	出生年月日
川島	莊介三男	藤井 茂	昭和五年十二月二十日
今古萩町	秀夫長男	福川 幸夫	全十一月十九日
前小畑	直次郎孫	久保田敬二	全 十六日
越ヶ濱	勘太甥	水津 力藏	全 廿六日
玉江浦	新藏三女	山本トミ子	全 廿日
倉江	竹介二男	藤崎 宣雄	全 廿三日
玉江浦	治郎作孫	中村 秀雄	全 廿二日

奧玉江	四郎三女	秋山千枝子	全	廿六日
中津江	實孫	馬屋原次郎	全	廿六日
川屋敷	松造孫	濱野幹雄	全	廿六日
平安古町	武彦二女	田淵恭子	全	二十日
東濱崎町	榮槌四女	竹下信子	全	十九日
越ヶ濱	關藏三男	通米藏	全	廿五日
河内	豊一庶子女	田村ヨシ子	全	廿二日
前小畑	舜左工門孫	天野春枝	昭和四年四月五日	
目代	權槌孫	溝部潤子	全	五年十二月卅日
越ヶ濱	喜介五男	楢本博	全	廿三日
平安古町	安五郎孫	坂辻正	全	廿一日
前小畑	箕吉孫	金子利藏	全	廿八日
越ヶ濱	三吉五女	石川笑美子	全	十二月一日
浦小畑	久三郎孫	林タカ子	全	六月十四日
山田	龜一庶子男	武田米一	同十一月廿八日	
奧玉江	道春孫	白石幸男	全	廿三日
藤ヶ瀬	十太郎孫	櫻井レイ子	全	四年八月廿七日
濱崎新町	茂吉孫	弘中一男	全	五年十二月四日
東濱崎町	伊太郎孫	村木敬之助	全	十一月卅日
濱崎新町	久一二男	鷺頭敏雄	全	十二月一日
船津	留吉長女	鳥田節子	全	十二月廿七日
浦小畑	正熊長男	金子敏雄	全	十二月五日
山田	源藏二男	山下隆	全	二十日
雜式町	英太郎四女	島本節子	全	二十日
濁淵	源市四女	長嶺重子	全	二十日
平安古町	越夫孫	木梨一郎	全	十一月廿二日
北古萩町	清吉孫	○恩村靜子	全	十一月廿二日
堀内	久雄孫	宇佐川景美	全	十一月廿二日
越ヶ濱	春一二男	阿武正則	全	十一月廿二日
玉江浦	梅吉三女	西村テル子	全	十一月廿二日
平安古町	基介庶子	湯淺吉彦	全	十二月一日
瓦町	正藏二男	善甫芳雄	全	五年十二月五日
越ヶ濱	正次長男	末武千代幸	全	十一月廿九日
古魚店町	ヨシ孫	佐々木千里	全	十一月廿五日
東田町	勝治郎孫	山口晴子	全	十一月廿八日
木部	國俊長男	羽倉隆	全	十一月廿八日
西田町	妻ノ孫	小橋隆	全	十二月三日
玉江浦	五郎孫	阿川精文	全	十二月四日
濱崎新町	祐治庶子女	粟屋幸子	全	十二月四日
西田町	祐治庶子女	粟屋幸子	全	十二月八日

船津	忠雄三男	山崎壽雄	全	二日
堀内	政助甥	村橋弘己	全	十一月廿七日
奧玉江	秀八甥	藤田涉	全	十二月四日
山田	德熊長女	中川千鶴子	全	十日
瓦町	キヌ孫	古谷美代子	全	四日
西田町	龜一六女	原田精子	全	七日
椿町	龜市二男	佐々並健二郎	全	七日
椿町	六郎長男	○藤田徹郎	全	五日
玉江浦	茂四男	山根末廣	全	十日
木間	太一孫	植田巖	全	二日
鶴江	龜太郎甥	中村博人	全	五日
江向	榮次郎長女	福井邦枝	全	十日
金谷	實三郎長男	○古岡稔	全	十四日
古魚店町	太郎槌三男	榎本隆	全	十四日
西田町	勝武三女	青海登志枝	全	十一月廿六日
濱崎町	寅吉六女	岡智代子	全	十二月七日
平安古町	基良甥	杉本昭吾	全	七日
堀内	太輔孫	河内山慶子	全	十一月卅日
橋本町	道助長女	阿武德子	全	十二月七日
惠美須町	豊一四女	鳥居千代	全	八日
平安古町	留吉長女	鳥田節子	全	十二月廿七日
倉江	信義男	○山崎耕輔	全	十五日
鶴江	久體二女	伊藤トヨ子	全	十五日
御許町	虎槌孫	花村幸子	全	九日
吉田町	與吉孫	玉木万喜	全	十日
山田	吉良長男	來島松重	全	十六日
椿町	八郎長女	大津久子	全	十四日
川島	一夫甥	有吉實	全	十日
河添	正市長女	大谷カズ子	全	十六日
平安古町	乘信甥	坪井澄雄	全	十六日
川屋敷	正一三女	上野俊子	全	十八日
濱崎新町	藤太郎三男	藤道昭勝	全	十一日
香川津	元熊二女	村木美代子	全	十六日
上野	猶市五女	森野實代	全	十三日
前小畑	卯太郎孫	○森崎武一	全	十八日
平安古町	熊吉二女	堀和子	全	十四日
中ノ倉	經彦二女	小島玲子	全	十一日
前小畑	庄次郎孫	田中信雄	全	十六日
平安古町	丈次郎三女	山根保子	全	十八日
山田	鶴藏孫	永尾八代子	全	十四日

江 向 元顯五男 松尾 昭伍 全 十六日

◎十二月中死亡届出の者

(○印は本籍なき者)

區名	戸主の柄	氏名	死亡年月日
椎原	戸主	藤原 榮藏	昭和五年十月三日
大谷	三千祐母	石丸 ミヨ	十一月卅日
越ヶ濱	音松母	濱本 ッチ	卅日
河内	喜代助父	杉山 要藏	卅日
河添	戸主	田中 ヒサ	十二月一日
熊谷	戸主	西村 直藏	十一月卅日
堀内	戸主	山中百合藏	十二月三日
平安古町	義男妻	藤井 サク	三日
東田	戸主	中村 常松	三日
古萩	戸主	三浦 新吉	四日
川島	吉五郎六女	林 スエ子	四日
前小畑	禎一三男	阿武 光郎	四日
鶴江	戸主	島本 源一	六日

前小畑	辰藏五男	金子 實夫	全	十五日
吉田	戸主	善積 七良	全	十五日
雜式	戸主	田坂 ウメ	全	十一月廿八日
川島	壽吉二男	石丸 重信	全	十二月四日
藤ヶ瀬	泰次郎長女	岩本ウメノ	全	十一月十六日
今古萩	戸主	末岡 六一	全	十二月五日
土原	次郎孫	藤田 秀雄	全	八日
惠美須	五郎長男	江島 斌	全	九日
南古萩	惣一長女	田中 幸子	全	八日
川島	壽吉三女	石丸 節子	全	八日
前小畑	長吉弟	松浦政次郎	全	八日
青海	秀八妻	藤田 豐子	全	八日
江向	壽一姪	厚東 文子	全	八日
川島	治三郎妻	増山 シモ	全	九日
全	與吉養母	岡崎 フサ	全	九日
米屋	十郎父	奈古屋源藏	全	七日
濱崎	金藏三男	水津 清一	全	八日
全	戸主	松浦 常一	全	十六日
玉江浦	梅吉三女	西村 テル子	全	十一日
東濱崎	百合松弟	西村 教輔	全	十一日

北古萩	駒吉妻	松岡 ラク	全	十二日
濱崎新	長次郎孫	引頭 富江	全	十五日
南古萩	義夫祖母	杉 モト	全	十一日
前小畑	利亮妹	笠井 カヨ	全	九日
唐樋	義顯妻	伊藤千代子	全	十五日
濱崎	戸主	山口 ハル	全	十六日
越ヶ濱	梅松母	中村 ナツ	全	十六日
濱崎新	彦藏孫	西村百合三	全	十八日
越ヶ濱	清一祖母	末武 タネ	全	十八日
鶴江	久松妻	吉村 フェ	全	十八日
吉田	戸主	○岡田 繁藏	全	十九日
堀内	戸主	中村 末吉	全	十六日
御許	源之助四男	大井 信一	全	十九日
金谷	清母	前原 シケ	全	十九日
東田	戸主	若松與四郎	全	七日
奥玉江	義彦祖父	時山初五郎	全	廿一日
大谷	戸主	光永市治郎	全	廿一日
堀内	戸主	西村 忠一	全	廿日
土原	戸主	中村 初藏	全	廿日
椿町	八郎長女	大津 久子	全	廿三日

油屋	戸主	堀 新太郎	全	廿日
越ヶ濱	遠夫祖父	○能美 貞造	全	廿一日
前小畑	卯太郎孫	○森崎 武一	全	廿一日
古萩	益三長男	原田 耕平	全	廿一日
後小畑	友次郎孫	野村 信子	全	廿五日
前小畑	戸主	賀屋 一	全	廿四日
江向	戸主	林 秀夫	全	廿四日

◎十二月中出入寄留者數統計

男	女	計	一月以降累計
出寄留	二四人	二三人	四七人
退去	五	五	一〇
計	二九	二八	五七
入寄留	三七	三七	七四
復歸	一六	一六	三二
計	五三	五三	一〇六
			二一四〇

◎十二月中出寄留者及退去者

○印は退去者

區名	戸主の続柄	氏名	出寄留又は退去年月日
香川津	榮太郎二男	山村源治	昭和五年十二月十日
御許町	治助長男	山田隆助	十二月一日
平安古町	純一長男	原陽太郎	十一月廿八日
全	全長女	全喜和子	全
全	全二男	全宏二	全
青海	敬二郎四女	福田俱子	十月廿九日
玉江浦	戸主	磯部クノ	全
全	婿養子	全五佐一	全
全	婦	全トシ子	全
全	孫	全綾子	全
川屋敷玉	戸主	田中隆澄	十二月三日
江鐵道官舎	妻	全實子	全
香川津	久八弟	池田榮吉	十一月卅日
山田	寅吉孫	山下隆	廿八日
後地	舜左衛門孫	天野春代	十二月一日
川島	雅治長女	中村絹子	十月一日
金谷	戸主	小原格	十一月十一日
全	洗妹	白井律子	全

區名	戸主	氏名	入寄留又は復歸年月日
平安湖町	安正長男	坂辻正	十一月廿一日
土原	戸主	山村豐子	十二月五日
全	母	全リツ	全
松本市	直次郎二男	河村榮治	十二月五日
北古萩町	信介長女	渡邊チエコ	十一月六日
浦小畑	久三郎孫	林タカ子	六月廿三日
今古萩町	秀夫長男	福川幸夫	十一月廿五日
濱崎町	戸主	竹内六郎	廿日
川島	莊介三男	藤井茂	廿一日
東濱崎町	榮槌四女	竹下信子	十二月一日
香川津	戸主	主○勝間勇太郎	全
江向	延二二男	波多野頼佑	十一月六日
全	妻	全壽満子	全
全	長男	全憲佑	全
川島	戸主	別府藤馬	十月廿一日
全	妻	全イネ	全
椎原	修三姪	藤野尙子	十月十四日
河添	伴氏母	多田マナ	十二月十日
北片河町	戸主	古屋卯一郎	八月八日

◎十二月中入寄留者及復歸者

○印は復歸の者 ▲印は町内轉寄留の者

區名	戸主	氏名	入寄留又は復歸年月日
全	妻	全シメ	全
全	長女	全初惠	全
全	二女	全婦美子	全
山田	源藏二男	山下隆	十二月八日
米屋町	戸主	主○和田久一	五日
全	妻	全シゲ	全
全	母	全スミ	全
全	二男	全梯一郎	全
全	三女	全順子	全
全	三男	全達三	全
越ヶ濱	春一二男	阿武正則	十二月九日
堀内	松次郎二男	野田良介	十一月十一日
全	虎輔四男	村橋弘己	十一月廿七日
江向	毅一妻	飯田ミサ	十二月十一日
香川津	戸主	村木元熊	十五日
全	妻	全キミ	全
堀内	太輔孫	河内山慶子	十一月卅日
濱崎町	千代熊長男	大西憲一	十二月十日
熊谷町	戸主	大田良助	十日

區名	世帯主	氏名	入寄留又は復歸年月日
全	妻	全ヒナ	全
全	二男	全房雄	全
東濱崎町	世帯主	佐藤堅吉	全
東田町	世帯主	▲久保田綾子	全
全	長男	▲伊藤歸一	全
全	二男	▲南	全
全	三男	▲巴	全
江向	世帯主	藤永ユリ子	十一月廿三日
全	長男	全忠佳	全
全	長女	全芳枝	全
全	二男	全史佳	全
全	二女	全敏子	全
全	三男	全榮佳	全
川屋敷玉	世帯主	南保壽	十二月四日
江鐵道官舎	妻	全政子	全

全 長 女 全 治子 全
 全 二 女 全 紀子 全
 全 三 女 全 敏子 全
 全 四 女 全 良子 全
 春若町 世帶主 小野 繁一 全 十二月六日
 土原 世帶主 ▲伏谷 吉次郎 全 十二月一日
 全 妻 ▲全 ツチ 全
 全 二 男 ▲全 尊宣 全
 全 長 女 ▲全 美智子 全
 全 三 男 ▲全 兼次 全
 全 父 全 永介 全
 鶴江 八次郎 妹 ○久保田 千代子 全 十二月二日
 江 向 世帶主 ○有田 幸一 全 十一月廿三日
 全 養 母 ○全 イワ 全
 全 三 男 ○全 健助 全
 全 四 男 ○全 清 全
 全 五 男 ○全 幸夫 全
 全 長 女 ○全 マツ 全
 吉田町 古川 俊甫 岡田 繁藏 全 十二月一日
 平安古町 世帶主 ○林 藤熊 全 十二月五日

東萩驛鐵道官舎 世帶主 金子 勘市 全 十二日
 全 妻 全 キクエ 全
 全 長 女 全 榮 全
 全 長 男 全 多喜男 全
 全 二 女 全 孝子 全
 全 二 男 全 馨 全
 全 三 男 全 靜馬 全
 東濱崎町 幸市 妹 ○宮本 ツヨノ 全 十二月八日
 河 添 剛 母 ○戸田 キソ 全 十月一日
 濱崎町 養治 郎 ○齋藤 輝夫 全 十二月十三日
 川 島 世帶主 竹本 五郎 全 十五日
 全 妻 全 ミツ 全
 吳服町一丁目 世帶主 金子 福次郎 全
 全 母 全 シケ 全
 東田町 世帶主 ○大草 ヨシ子 全 十日
 青海 世帶主 ○林 虎弼 全 十二日
 全 妻 ○全 チエ 全
 全 長 女 ○全 フミ 全
 川 島 世帶主 ▲長野 一馬 全 十一月十日
 全 長 男 ▲全 征逸 全

全 妻 全 ナツ 全
 濁淵 世帶主 ○坂 一雄 全 十一月十日
 全 世帶主 ○田中 友三 全
 全 妻 ○全 いわ 全
 全 長 女 ○全 花子 全
 全 四 男 ○全 友一 全
 全 三 男 ○全 正雄 全
 全 四 女 ○全 芳子 全
 前小畑 世帶主 寺田 京介 全 十二月十八日
 全 妻 ○全 良子 全
 全 長 男 ○全 道夫 全
 全 長 女 ○全 泰子 全
 全 二 女 ○全 輝子 全
 濱崎新町 世帶主 藤井 喜一 全 十二月十日
 全 妻 全 キクヨ 全
 全 長 女 全 英子 全
 全 長 男 同 信夫 全
 同 世帶主 藤田 ハルエ 同
 東田町 世帶主 藤田 ハルエ 同 廿二日
 平安古町 安積 長男 ○久芳 武金 同
 笠屋 市藏 孫 ○黒川 サツコ 同 九月廿三日

川 島 世帶主 石川 キヌ 同 十二月二十日
 同 私生子 同 タマヨ 同
 同 私生子 同 末隆 同
 同 私生子 同 義行 同
 同 私生子 同 鶴雄 同
 土原 世帶主 杉本 ハルエ 同 廿三日
 東濱崎町 弘法寺 島續 二番地 福井 龜吉 緣故者
 堀 内 世帶主 野坂 正子 同 二十日
 同 長 女 同 道子 同
 同 二 女 同 幸子 同
 同 三 女 同 聖子 同
 同 長 男 同 武德 同
 倉 江 世帶主 ▲阿川 福一 同 二十日
 濱崎新町 同 嘉本 菊子 同 十五日
 下五間町 世帶主 ▲森山 米吉 同 二十日
 同 妻 同 カメ 同
 同 同 同 同
 奧玉江 芳藏 長男 ○山縣 定芳 同 十一月五日
 濱崎新町 糸光 妹 ○水神 トミエ 同 十二月廿二日
 土原 克己 弟 ○原田 貞光 同 廿四日

熊谷町	世帯主	横山	壽助	同	廿七日
同	妻	同	静子	同	
同	長女	同	君子	同	
同	二女	同	愛子	同	
同	長男	同	哲彦	同	
同	弟	同	吉衛	同	
同	弟	同	留一	同	
吉田町	世帯主	▲小島	經彦	同	二十六日
同	妻	▲同	基	同	
同	長女	▲同	喜美子	同	
同	二女	同	玲子	同	

受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和五年十二月中

罪名	人	員	計	一月以降	前年一月以降
賭博	萩町に居住する者	萩町に居住する者	一	二	九

詐欺	竊盗	機船底曳網漁業	取縮規則違反	狩獵法違反	飲食物防腐劑取締規則違反	住居侵入窃盜	傷人	殺害	失火	阿片煙販賣	銃砲火藥取締違反	賣藥法違反	陸軍々人服役令施行規則違反	暴力行為等處罰違反	自動車取締令違反	地方競馬規則違反	議員選舉法違反
一	一	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	二	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	四	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二 修養方面

是に於てか漸く眞實に自覺して、今迄心のみ高かりしを悔み、恥を忍び勇を鼓して心を優しくし身を低く持して、父祖乃至自己が曾て進んで來た道に逆行して、高いと思ふて居た自分を自ら低くし、満足と感謝とを以て下方に向つて進み國家社會公衆に對する感謝報恩の活動をして見ると、それは自然の法則に順ふのであるから、一步一步誠に氣樂で、迷路杯少しもなく道もだん／＼大きくなり、山頂に居た時程風雨も激しく當らず、大地も肥わて收穫も多くなり、漸次降るに従つて田も畑もあり、同行者も多くなり、人家稠密し道も亦四通八達で、最初自己が山頂から見下げて居た人達も却つて尊く見ゆる、山頂に居た時は視界廣く自己の優越を誇つて居たが、それは眞の誤解であつて、自己の立場は却つて狭く日々威張りながら内心苦んで居たことを後悔し、現在の自己が却つて立場も廣く且つ確實であり、頭の高い人からは馬鹿にされても、そんなことは毫も意とせず、嘗て山頂に居て徒らに其の位置を保たんと苦心したことこの馬鹿らしさを悔ひつゝ日々悦び勇んで價値多

雜事

印紙税法違反	森林法違反	業務上過失致死	嬰兒殺	結核豫防法違反	赃物牙保	山口縣警察犯處罰令違反	按摩術營業取締規則違反	牛乳營業取締規則違反	郵便法違反	過失往來妨害
五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

人道の三方面 (其の二)

無蓋生

き人生を活動の内に見出し得ることを感謝するに至るのである。昔から俗に云ふ「高い山から谷底見れば瓜や茄の花盛り」とは、高い究屈な立場の人から低い立場の人の自由幸福を羨んだ意味であろうと思ふ。

以上の如き悟り方は、最初の無道德な幼稚な時代よりも一歩進んだ道德的の悟り方で、結構は結構であるが唯それ丈では未だ人間味と云ふ陸地を離れ得ないので、圓滿無礙の心境には達して居ない、何故かと云へば、自己の進む道は田畑人家に妨げられて自由自在の道が無い様に、人間の作つた道德的の範囲に限られた道は未だ自由自在の道とは云へない、假りに野原の如く自由自在に通じ得ても、海岸迄行けば最早歩んで進むべき場所はない、之では未だ世の中の面白味を眞實に體驗することは出来ぬ。其處で尙ほ一歩心境を進めて修養方面の人生を超越して信仰方面の人生に迄進出する必要がある。

第三 信仰方面

信仰方面とは如何なるものか、それを前の例に就て云へば、自己の心の高い堅い狭い又不純な結果不平

知不識の裡に自己の心境は進んで居る、其の代はり唯一心に、何の疑ひもなく信じて浮んで我が一身を神なり佛なり信仰の主體に委せて居る丈の勇氣と正直とを要するのである。

此の信仰の水に浮んで居ても、最初の間は谷川が矢鱈に迂折曲折して如何にも抄らす、爲に其の降り進むことの遲きを凝ふこともあり、又時には岩に激したり、渦巻があつたり、急湍があつたり、瀑布があつたりして自然の地形地物に應じた苦い體驗を嘗めねばならぬから、此の時眼を轉じて陸上の人道を降つて居る人を見ると、自分は何を苦んでこんなことをしたかと思ひ惑ふこともあるが、再び思ひ直しては自然の流れに心を委せ「斯かる現況にあるのも、之れ畢竟自己の體て大海に出づべき當然の經路である、前生なり今生なりで自己が人態を以て登つて来た高さ丈はごうせ降らねば本當の道には出られない信仰のない人が今通つて居る道にも相當の苦みはある、否却つて風雨の激しさに直面し道路も亦曲折が多くて結局道が遅れる、今樂に見ゆる人道よりも今苦しい人道以上の信仰的自然の道を進む方が多くのお

不滿の苦みのあることを悟つた時に、直に區々たる對人的小範圍を超越して谷底を目指して降つて行く勇氣を要する。尤も之は俗世間を離れて仙人の如く隱遁生活をするのではなく、俗世間に安住して俗世間の塵埃に染まず、俗世間の一切を知り盡して、能く俗世間と交はりつゝ之を超越し、心を俗世間から離脱して超然として生活して行く心境を云ふのである。之は丁度蓮が泥土の中にあつて之に染まず超然として玉の如き花を咲かすのと同じ意味である。之は素より容易には出来ぬ、幾度も苦勞艱難を嘗め盡し其の體驗を通じて歡喜悅樂の境地に達せねばならぬのである、人間としての本當の意義は此の境地に於て初めて味ひ得るのである。

山の上の高い處から大死一番思ひ切つて最も低い方面に降ると、其處には必ず清水が滾々と湧いて流れて居る、此の谷水は絶えず流れつゝ海迄進む勢を持つて居る、其の谷水の中に全身否全心を投ずるのである、之が信仰方面の人道の第一歩である、修養方面の陸上の人道は一歩一歩努力せねば前へは進まぬが、信仰方面の水路は信じて浮んでさへ居れば不

慈悲に浴しつゝあるのである現んや嘗て山の絶頂に居て無理／＼に自己の優越を誇りつゝ内心苦んで居た時に比すれば如何に感謝しても足らない」と云ふ點に悟りを開いて、一旦陸に上げた片足を再び水中におろし、幾度も繰り返へして居る内に遂に眞の悟りを得て安心して水路を下方に向つて進み慾望を離れて國家社會の爲他人の爲報恩感謝の活動を爲しつゝ水の低きに就くが如く自己の心を低くし又優しくして、だん／＼と進む内に谷川は小川となり谷川の時代には未だ厳しい冷たい水の如き心であつたのが、揉まれ／＼て降るに連れて軟か味のある充分こなれた河水の如き心となり、河幅の廣くなる如く心も廣くなり、又河水が兩岸の土中に潤入するが如く附近の人心を漸次に感化誘導しつゝ遂に廣き深き大河となつて洋々たる大海に流れ入る時の様な悠揚迫らざる心境に進むことになる。

此の水を降る時、志を同じうするものが相集つて船を作り之に乗つて誰れも彼れも力を合せ下流に向つて櫓を漕ぎつゝ共に／＼進む其の船が教會とか寺とか云ふものであり、其の舵を取る船頭が教會長や寺

の住職でなくてはならぬものである。扱て大海に出て見ると、陸上の人道で齟齬して居るのとは違ひ、如何なる方面に進むとも自由自在で進む所道ならざるはなく、全く圓滿無礙の境である。又此の海なるものは全世界を包擁する最も低い廣い軟かい心即ち純一無二の眞實其のものであつて、其處迄進んだら何れの河の水と別かつことの出来ない様に自己と云ふものは一つもなく、唯渾然として離るべからざる一の誠心其のものとなつて仕舞ふ、此の境地を極樂と云ふのである。

以上の如く海に居るからとて陸上と没交渉ではない。此の心を以て一切の人と交はり、水の如き低き優しき心を保ち、水が方圓の器に従ふ如く如何なる人にも如何なる境遇にも不平不満なく合はせて生活し、人が突いて來たらそれに従つて忽ち之を包擁して行く程の何とも形容の出來ぬ偉大な人格者になれるべきである。昔から一宗一派の開祖となる程の人格は皆之である、畏れ多きことながら歴代の天皇陛下の如きは、人格としては吾人の批評し奉るを得ざる偉大なる神格の御方で在らせられる、又西郷南洲の

は人慾を離れて活動して得た徳の深淺を表はすものである。

結 言

山の高さ即ち慾望的優越観は表面に現はれる否自ら世間に現はさうとするが、海の深さ即ち徳の分量は素より自ら現はさうとせぬから表面からは見ぬ、誠の心を以て其の人に接して居る内にだん／＼自己が其の人と同じ深さの徳を備へたなら始めて判つて來る、それ迄は窺ひ知ることは出來ぬものである。高い處にある慾望方面の人道は必ず終に落ちるが、一番低い處にある信仰方面の人道は最早落ちることなく大なる一方で最も安固である。

高い程小さく狭く危く苦く頼りないものはなく、又下方に降る程大きく廣く安全な樂みな確實なものはないことは以上述べた處で明瞭であると思ふ。

人間の誇つて居る又頼みにして居る智慧や金や位置は一時の優越はあるが、それは山に登つて居る様なもの、又樹なら枝葉に居る様なもので、結局永續はせぬものであるから、眞に意義のある根抵深き人生を送らんと思はば、宜しくそんな形体的な薄弱な自己

如きも、世人の毀譽褒貶を意とせず名譽も金も命も何とも思はぬ偉大なる包擁力のあつた人である、西南戦争に於て賊軍の首魁たりし彼の心事の如きは吾人の徒らに批評し得るものではない、又乃木將軍の自及の時の心理でも、吾人の批評し及ばぬ高潔な人格以上の神格に進んで居られたのである。

海の水は能く船を浮べる様に、此の心境に進んだ人は全く親切一天張りで能く人の面倒を見て自ら樂むが、若し道理に叶はないことがあると、時には公憤を發して水の船を覆へす様に怒濤を捲き起すこともある、それは皆凡人の付度し得ざる程大なる心の理に適應した動きで、恰も天變地異の如く、又雨降つて地固まるが如く、其の時は一寸困るが懸て一般に幸福を興へられる基となるものである。

斯かる心境に在る人は誰も皆一の誠心で表面は同じ様に平らに見ゆるが、丁度海底に深淺の別あるが如くに、心の中の徳の分量は其の人の過去の善意善行の分量に應じて皆違ふ、下方に向つて多く進んだもの即ち低い心で多く活動したものの程徳が深いのである、山の高低は人慾的頭の高低を表はすが海の深淺

又は自己の所有物を頼りにせず先づ下方に向つて午旁根の如き心の眞柱を信仰に依つて作り之を伸ばすと同時に、擴方に向つて道徳的修養に依る精神上の髻根を張ることに努め、此の基根に相應して智慧や金や位置等の新芽が求めずして自然に上の方へ伸び出たの感謝し、開花結實と云ふ形の上の天與の樂みを味ふが良い、之が何より安全確實な人生である。

以上三方面の人道は、各人が専門的に其の内の一つのみを進むものではない。人間は神様の如き尊い心を持つ時もあれば、又動物の如き卑い心を持つ時もあるから、其の人の人格の程度に従ひ、境遇に依り又見聞する事物に應じて、隨時三方面の孰れにか轉々することは申す迄もないが、成るべく第二第三の内にも多く住する様にしたものである。

第一に多く住する人は、自然の法則に反する丈最も苦しく且つ心配が多くて而かも不結果に終るが、第二第三特に第三に多く住する人は、敢へて自己を思ふことなく、其の思ふことは悉く國家社會乃至他人の爲を思ふのであつて人類自然の法則に順ふから、

第一の如く無理な心配がなくて、必ず相當の好結果を得るものである。

◎新年所感

本願寺特選布教使 守重 哲雄

昭和六年元旦更始一新の氣分にそゝられつゝ、斯の劃期的好チャンスを把握し予が所感を陳ぶ。
現代第一流の老紳士子爵澁澤榮一翁は不老長壽の要諦として三則を實行し來れりと語られた、實に予が意を得たる平凡の眞理として寧ろ繁鎖なる肉體的長壽法よりも之を共鳴する、乃ち其の三則を味ふて之を演釋せん

第一則 終生活動すること

易に曰く「天行健君子以自強不息」と蓋し吾人人間は宇宙である、大宇宙の原則に順ふて行くことほご確實さの功益があらねばならぬ、百丈禪師は「一日不作一日不食」てふ千古不朽の教訓を遺された、行誠上人は享年八十三であつたが弟子が「師は最早御老齡ゆへ御隱居なされては如何や」と勸めたるに對

四十五は鼻垂れ小僧男盛りは眞八十

第三則 徒らに心痛心配せぬ事

吾人人間は心痛心配せぬ者はない、亦た實にせずして生存生活し得られぬが、愚にもつかぬ心配心痛はご有害無益な事はない、過去の出來事をムヤミに後悔し又たは理想なき空想の將來を夢み、或は他人の成功を羨み自己の脚下を忘れて徒らに精神を惱ますほご生命短縮の因となる

抑も亦た惟ふに吾人壽命の長短は但だ曆の多少を以て其のメートルとするでなく、功程の多少を以て計らねばならぬ

澁澤翁の如きは九十二歳の長壽を保ち、而も國家の爲奉公し社會の爲奉仕せられた其の功程實に多く且つ長しと云はねばならぬ、曩に 聖上陛下破格の御優遇を以て單獨拜謁を許され、且つ畏ふき御誕を賜はりたる寔に由ある哉、予は翁の三則に私淑し、我所思を布衍し歳旦の辭と爲す。

◎日本魂をつきたての餅

して「釋尊は御隱居なされたか」と訓へられ一言もなかつたと、吾人は畢生活動せねばならぬ、人世は旅館である、有料宿泊所だ、吾人は宿泊期間中相當の宿料を拂はねばならぬ、出來ることなれば茶代を置いて立ちてこそ旅客の面目だ、かうした意味に於て終身働かねばならぬ、停滞せる水は腐敗するが混々として流るる水は其の患なし、予は予が敎家の天職を守り筆戰舌闘最後の五分間までベストを盡す覺悟だ

第二則 六十已後は無理をせぬや

う但し三四十歳の氣分を保つ事實に其の通りだ、六十年間活動した疲勞がある、肉體の機能は生理上老と壯年とは自ら異ならざるを得ぬ、諺に「古家の造作」と云ふがある、彼處の破損を修理しても此處に亦た異狀が起る、又た壯年時代のやうに其の回復が容易でない、故になるだけ愛重し無理をせぬが肝心である、然れども氣分は早老にならず、努めて若人に接し、力めて新しい見聞をすべしだ、予は如實に勵行しつゝ、ある
石塚左玄翁は

帝國在郷軍人會 市川 一郎
萩町聯合分會長

つきたての餅には如何なる特色があるかと云へば、見た處色白く、形は丸く、何となくふんわりとして乳呑兒が慈母の乳房を見たやうな慕はしきがあり、又春の朝日のやうなさわやかな氣持が直感せられ、何となく陽氣な芽出度い感じが起るものである。次に之に手を觸れて見ると、すべ／＼として軟かく、又穏かな温味があり、之を指で押すと或る程度迄は凹むが、其の奥底にはそれを押し返へす程の底力がある。此の底力の強味が餡杯を抱き込む包擁力となるのである。此の餅と云ふものは、古來日本人の家庭には無くてはならぬもので、殊に正月には如何なる家庭でもお鏡餅の一重ね位神棚に供へぬものはない。それもその筈で、日本人特有の精神は丁度此の餅の如く潔白圓滿であり、優しく温かく且つ陽氣で又其の奥底には犯し難い強味があり、外來の何物をも同化せしめる包擁力がある、それが日本魂の特色である。

餅を神様に供へてお鏡餅と稱へるが、此のお鏡餅と

云ふ名前から考へると、我日本開闢の當初、天照皇大神様が皇孫瓊々杵尊に三種の神器を授け賜ふた時の神勅に「此の鏡を視ること猶吾を視るが如くなるべし」と宣ふた御趣旨に基いて、古來神前に神鏡を置き、之を通じて大神様を拜み奉るのと同じ意味で、又前記の日本魂の表象たるべき意味で、つきたての餅を神前に供へて其の年の御加護を祈り、併せて大神様の御心を奉體することを誓ふと云ふ關係から年の初めとお鏡餅とが離れられぬ因縁を作り、延いて總ての芽出たい時に、此の正月氣分と同様な芽出たさを味ふ心持で餅をついて祝ふのであると思ふ。茲に特筆すべきは、此の餅が出来る迄には實に通りならぬ自他の努力が含まれて居ると云ふことである。それは米として收穫せられる迄の農夫の苦勞は申す迄もないが、米自身としては、爾後水に浸され蒸氣で蒸され、それを又臼に入れて杵で叩いて叩いて叩き潰され、あらゆる辛苦艱難の道程を経て自己本來の形を潰して仕舞ひ、全然元の自己とは別物たる一つの餅と云ふものに融合歸一して仕舞つて居るのである。

吾人も亦其の通りに、自己の爲にあらざる各種の艱難を嘗め盡して自己を没却し、未完成な自己中心時代を解脱して從來の自己とは全然別物たる、單一無二の純真な、丸い軟かい温かい底力のある精神に立て替へられねばならぬ。それは一人一人のことであるが、更に斯く立て替へられた澤山のもものが、學校の爲とか、青年團の爲とか、婦人會の爲とか、其の他地方の爲とか、又君國の爲とか云ふやうに、自己的意義を含まない共同の大目標に向つて、互に心と力を協はせ、自己を没却して融合一致し、分離するにもせられない一つの誠心になつて仕舞つた時、日本魂獨特の強味が、小にしては其の團體の力となり、大にしては其の地方乃至國の力となつて、深い處から顯れて來るのである。

歐米列強の魂の強味は、自己的な奥底の冷たい堅い鐵のやうな強味であるが、日本魂の強味は、丸味あり、温味あり、軟味あり、何とも形容の出來ぬふんわりとした慈悲深い慕はしい、又無限の包擁力と底力のあるつきたての餅のやうな強味である。古來我が日本の武力の強味は、斯かる根抵の深い又崇高

な魂から出た強味であつたから、是迄外國との戦争には何時も勝つことが出來たのである。此の強味を産み出す精神日本魂が、即ち天照皇大神様の御精神から流れ出た日本國と云ふ一大活物の大精神である。而して此の大精神は、人間本來の親心其のものであり同時に其の親心の根源として宇宙間の萬物を生成化育する所謂宇宙の大精神「造化の大源」神である。故に此の宇宙の大精神のお蔭を以て世の中に生成化育されつゝある吾人は、其の人格が向上して未完成な自己中心時代を通り抜けたならば、皆前に述べたつきたての餅のやうな人格に迄進むべきものである。反言すれば、人格が此の境域迄進み得ない自己中心の人は、丁度餅となり得ない米粒と同様で、苦勞と修養との足らん未完成な人で、其の心が堅苦しくて他人と融合一致する餘裕なく、一生涯自己を立て通して而かも世間から邪魔物にされて暮さねばならぬ人である。

噫「つきたての餅」此の一語は實に意義の深い、うるはしい、なつかしい、又力強いものではないか。瑞穂の國とつきたての餅とは開闢以來、有形無形の兩方

面を通じて不可離の因縁がある。此の餅を食ひ此の餅の精を受けて、數千年來育て上げられた日本人の魂は、常に活き／＼として湯氣の立ち昇る程に陽氣なつきたての餅の如きものであらねばならぬ。

此の心持は、年の初めのみではなく、一年中否一生涯否更に子々孫々に傳へて、天壤と共に無窮に繼續し發展すべきものである。此のことが全日本人に徹底的に自覺されてこそ、始めて此の日本が全世界を温かに包擁し育成すべき大使命即ち建國の大精神を貫徹し得る譯である。又此の趣旨を體して君國中心に自省修養し努力精進することが皇國臣民の當然の天職である。

● 昨年の今月今日

- 三日 男女青年團修養會に關し協議會開催、椿町蓮正寺に於て椿町區民集會開催林町長列席
- 五日 久原會創立發起人會を高大亭に開催
- 六日 學務委員會開催、町會召集
- 九日 林野整理委員會開催

- 小原區公會堂に於て竹林に關する講話會開催
- 十一日 香川津二孝子例祭執行
- 十二日 堀内區公會堂に於て蟹網編網講習會開催
- 十三日 本日より三日間海潮寺に於て萩町聯合青年團修養會開催
- 十四日 土原區公會堂に於て土原堤塘道路落成式舉行
- 十五日 町公會堂に於て蟹網編網競技會開催
- 十六日 本日より三日間海潮寺に於て萩町聯合女子青年團修養會開催
- 十八日 臨時出納検査施行
 - 本日より各青年訓練所教練査閲を執行
- 二十日 自作農共勵組合設立協議會開催
- 二十一日 入營兵宣誓祭及退營兵奉告祭を施行
- 二十三日 本郡町村長集會を本廳に於て開催
- 二十四日 魚市場事務所に於て萩魚市場臨時出納検査并に魚市場委員會開催
- 二十六日 町會開催
- 二十八日 御用納式舉行

●十二月中萩町日誌

(本月報登載外のもの)

- 一日 修善女學校創立四十周年紀念式舉行に付林町長金子助役參列
- 鐵道開通式の際開催すべき防長史料展覽會に付役員協議會開催
- 二日 林町長は多田書記を隨へ前記防長史料展覽會出品物勧誘の爲町内の有志を訪問
- 三日 萩町軍人後援會婦人團主催に係る不用品バザールを町公會堂に開催
- 四日 不用品バザールに依る寄附物品を窮民に分與す
- 七日 黒金鐵道省政務次官來萩に付林町長、町會議員及有志者は白馬宿まで出迎
- 八日 黒金鐵道省次官一行山口市に向け出發に付前日同様白馬宿まで見送る
- 栗野、菱海兩村鐵道開通式舉行に付岡收入役町長代理として列席
- 十日 本廳に於て本日より十二日迄本縣内各市町の特別戸數割賦課研究會開催

願ひ致します

- 十一日 香川津二孝子例祭に付金子助役參列
- 十三日 本廳に於て學事年報研究會及町内各小學校長協議會開催
- 十五日 林町長下關市に出張即日歸廳
- 十七日 本廳に於て本郡町村兵事主任集會開催
- 十八日 林町長は熊毛郡田布施町に於ける第八回山口縣畜産共進會視察の爲出張
- 二十五日 有門前萩稅關支署長轉任に付林町長、金子助役其の他の關係者は東萩驛に於て同氏の出發を見送る
- 二十七日 御用納式舉行
- 二十八日 廳舎内外大掃除施行

●讀者の聲

本雜事欄の中に「讀者の聲」という項を設け主として萩町の公益増進に關し讀者諸彦より希望せらるゝ事項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することゝして居ます

匿名にても差支へありませんから振つて御投稿を御

昭和六年一月十五日
 萩町 勧業課

●納税のすゝめ

本町の税金は宅地租第二期、所得税第二期
 及同縣稅附加稅の三種にして其の納期限は
 月末でありますから失念なく御納めを願ひ
 ます尙ほ皆様の御便利を計る爲左の通出張
 徴收を致します

一月二十八日
 木間小學校
 山田信用組合
 玉江浦説教所
 椿信用組合

一月二十九日
 椿東記念館
 積善信用組合
 越ヶ濱上水道事務所

昭和六年一月十五日
 萩町 稅務課

●敢て町産業技術員の
 御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の専屬技術員として普通農事
 一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に
 嘱託技術員として普通農事一人を置いております是等の
 人達は全く机上の仕事をする者では無く町内當事者各位
 の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すこと
 を以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さ
 ればこそ萩町の生産業を進歩發達せしめ得るのでありま
 すから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨を
 お申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に
 副はしむる様致します敢て御利用を望む

尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畑園地
 其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるとき
 は約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ
 置き御注意を促すことゝ致しておりますから右様御承知
 置きを願ひます

萩町 勧業課

稟告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば本月報をして町民諸子の自治制度上に於ける常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感せらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報編輯者

發行要項

- 一、發行 毎月一回十五日發行
- 一、購讀料 一ヶ月分 金 拾 八 錢(郵稅共)
六ヶ月分 金 壹 圓(同上)
一ヶ年分 金 壹 圓 八 拾 錢(同上)

昭和六年一月十三日印刷
昭和六年一月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林 勇 輔

印刷者 荒瀨 德 治
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印刷所 信清舎印刷所
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

發行所 山口縣萩町役場
山口縣阿武郡萩町大字西田町五十一番地
郵務印價下開二二三六番

取次所 藤川書店

萩月報

昭和六年一月十三日印刷納本
昭和六年二月十五日發行

昭和五年五月六日
第三種郵便物認可

毎月一回十五日發行 第三十四號